

## 令和4年度第2回三重県文化審議会 参考資料

- ・ 参考資料1 今後の文化芸術政策について（R4.5.12開催 日本博総合推進会議（第3回）資料※文化庁）
- ・ 参考資料2-1 県民を対象としたアンケート調査結果
- ・ 参考資料2-2 文化活動を行う個人及び団体を対象としたアンケート調査結果
- ・ 参考資料2-3 文化協会・公益法人を対象としたアンケート
- ・ 参考資料3 文化芸術基本法
- ・ 参考資料4 他県条例の比較表
- ・ 参考資料5 新しいみえの文化振興方針の概要

# 「咲き誇れ! 日本文化」戦略 *WABI* - Worldwide Art Blossom Initiative -

- ▶ CBX (カルチュラルビジネスの(グローバル)トランスフォーメーション) の実現
- ▶ グローバル・トップとなり得る人材の育成
- ▶ 文化芸術のグローバル市場への浸透 (プロモーション等)
- ▶ 文化芸術発信拠点等の形成・発展
- ▶ 国際的なアートフェア誘致に向けた環境整備(一元的な相談窓口の整備等) 等

## 【1】文化芸術のグローバル展開

- ▶ DX時代に対応した著作物の権利保護・適切な対価還元、利用円滑化の促進
- ▶ DXによる博物館・美術館改革
- ▶ 博物館・美術館におけるデジタル・アーカイブ化・公開の加速化 等

## 新たな価値創造

## 【2】文化芸術DXの推進

## 【3】文化芸術活動基盤の強化

- ▶ 子供文化芸術体験活動の推進
- ▶ 文化芸術関係者の活動実態の把握
- ▶ 新型コロナ等への対応
- ▶ 契約慣行の改善(契約書のひな型作成等) 等

## 【4】文化財の保存・活用等

- ▶ 文化財の匠プロジェクト
- ▶ まちづくり・文化財保護の連携
- ▶ 地域の伝統行事等の伝承
- ▶ 文化財のDX対応
- ▶ 食文化、文化観光の振興 等

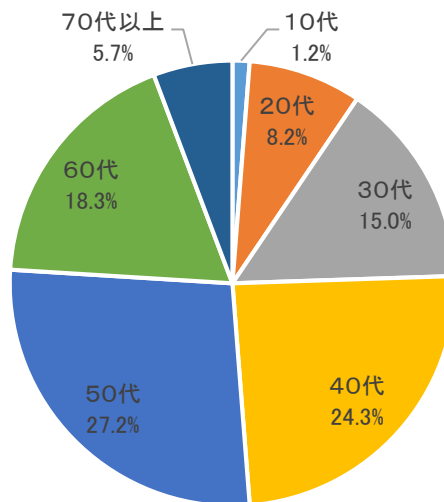
「日本博2.0」を活用し、我が国の文化芸術が、世界からの憧れ、関連活動への投資、訪日等を生み出す。



**回答者に関する基本情報**

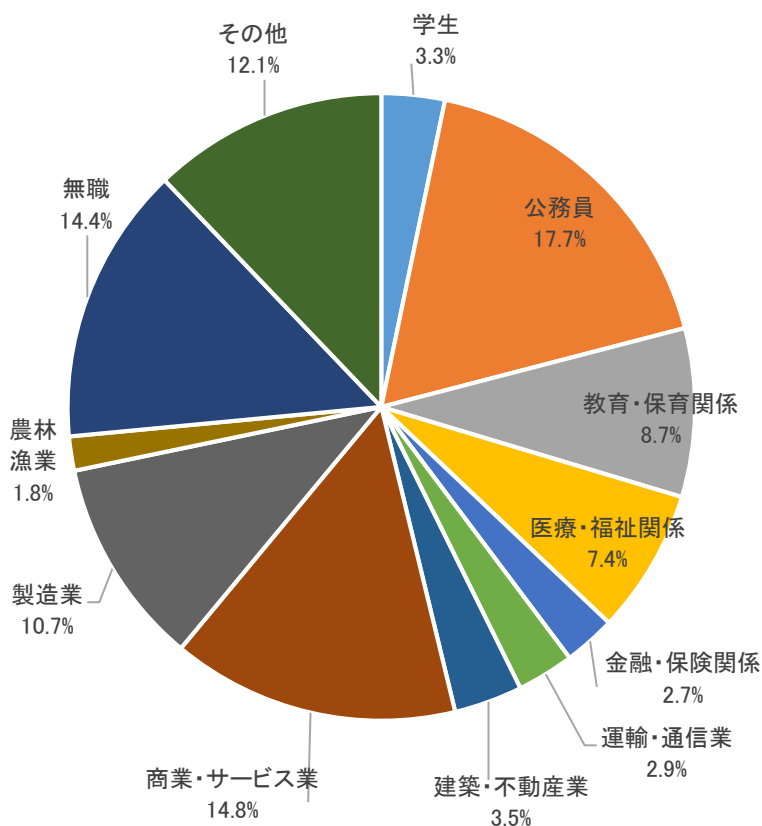
○年齢層

選択肢	回答数
10代	19 (1.2%)
20代	126 (8.2%)
30代	230 (15%)
40代	372 (24.3%)
50代	417 (27.2%)
60代	280 (18.3%)
70代以上	88 (5.7%)
合計	1,532 (100%)



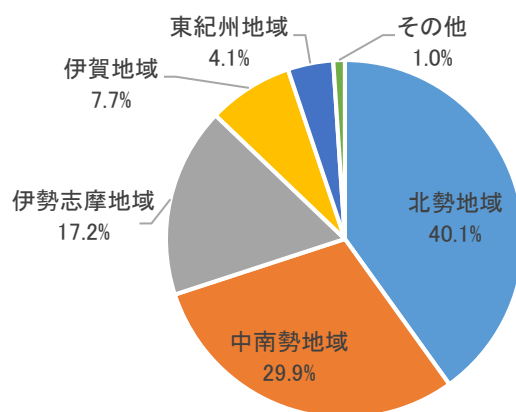
○職業

選択肢	回答数
学生	50 (3.3%)
公務員	271 (17.7%)
教育・保育関係	133 (8.7%)
医療・福祉関係	114 (7.4%)
金融・保険関係	41 (2.7%)
運輸・通信業	45 (2.9%)
建築・不動産業	54 (3.5%)
商業・サービス業	227 (14.8%)
製造業	164 (10.7%)
農林漁業	27 (1.8%)
無職	220 (14.4%)
その他	186 (12.1%)
合計	1,532 (100%)



○居住地域

選択肢	回答数
北勢地域(四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町)	614 (40.1%)
中南勢地域(津市、松阪市、多気町、明和町、大台町)	458 (29.9%)
伊勢志摩地域(伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町)	263 (17.2%)
伊賀地域(名張市、伊賀市)	118 (7.7%)
東紀州地域(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)	63 (4.1%)
その他	16 (1%)
合計	1,532 (100%)

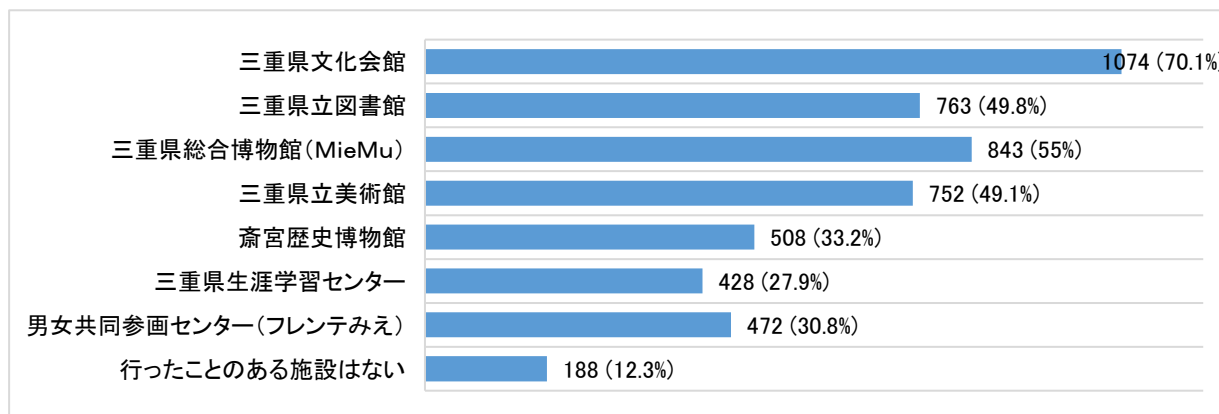


**調査結果**

**○これまで行ったことのある県立文化施設について**

これまで行ったことのある県立文化施設について あなたは、県立文化施設である次の施設を訪れたことがありますか。(施設外で実施される出前講座等への参加を含みます。) 訪れたことがあるものをすべて選んでください。

(n = 1,532)



「三重県文化会館」が最も多く、「三重県総合博物館 (MieMu)」、「三重県立図書館」、「三重県立美術館」と続く。

年齢別に確認したところ、10代・20代、30代といった若い世代で、「いったことのある施設はない」と回答する人の割合がやや高い。

地域別に確認したところ、北勢地域、伊賀地域、東紀州地域で「いったことのある施設はない」と回答する人の割合がやや高い。

<年齢別>

選択肢	10代・20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計
三重県文化会館	85	24.2%	140	20.6%	256	21.0%	310	20.9%	215	22.1%	68	21.1%	1,074
三重県立図書館	60	17.1%	127	18.7%	196	16.1%	207	14.0%	132	13.6%	41	12.7%	763
三重県総合博物館 (MieMu)	66	18.8%	129	19.0%	220	18.0%	234	15.8%	139	14.3%	55	17.1%	843
三重県立美術館	47	13.4%	94	13.9%	163	13.3%	231	15.6%	159	16.3%	58	18.0%	752
斎宮歴史博物館	32	9.1%	53	7.8%	112	9.2%	156	10.5%	114	11.7%	41	12.7%	508
三重県生涯学習センター	14	4.0%	44	6.5%	108	8.8%	142	9.6%	93	9.5%	27	8.4%	428
男女共同参画センター (フレンテみえ)	19	5.4%	56	8.3%	120	9.8%	156	10.5%	100	10.3%	21	6.5%	472
行ったことのある施設はない	28	8.0%	35	5.2%	46	3.8%	46	3.1%	22	2.3%	11	3.4%	188
合計	351	100.0%	678	100.0%	1,221	100.0%	1,482	100.0%	974	100.0%	322	100.0%	5,028

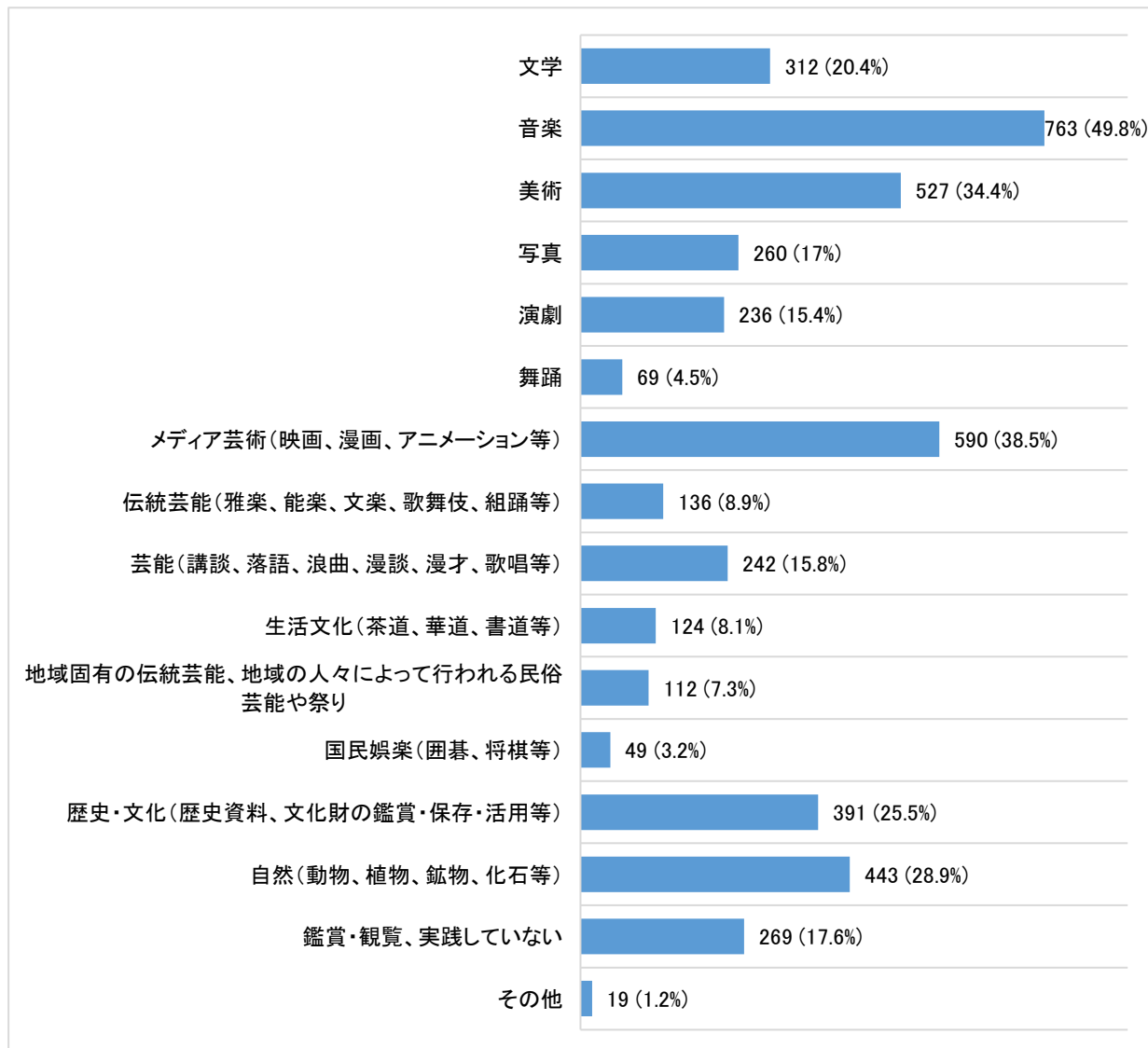
<地域別>

選択肢	北勢地域		中南勢地域		伊勢志摩地域		伊賀地域		東紀州地域		その他		合計
三重県文化会館	415	25.1%	358	18.4%	177	19.8%	72	22.4%	44	24.4%	8	21.1%	1,074
三重県立図書館	235	14.2%	326	16.8%	126	14.1%	43	13.4%	28	15.6%	5	13.2%	763
三重県総合博物館 (MieMu)	283	17.1%	330	17.0%	142	15.9%	50	15.5%	32	17.8%	6	15.8%	843
三重県立美術館	245	14.8%	304	15.6%	126	14.1%	44	13.7%	26	14.4%	7	18.4%	752
斎宮歴史博物館	127	7.7%	218	11.2%	126	14.1%	22	6.8%	10	5.6%	5	13.2%	508
三重県生涯学習センター	117	7.1%	183	9.4%	81	9.1%	31	9.6%	14	7.8%	2	5.3%	428
男女共同参画センター (フレンテみえ)	123	7.4%	204	10.5%	92	10.3%	35	10.9%	17	9.4%	1	2.6%	472
行ったことのある施設はない	107	6.5%	20	1.0%	23	2.6%	25	7.8%	9	5.0%	4	10.5%	188
合計	1,652	100.0%	1,943	100.0%	893	100.0%	322	100.0%	180	100.0%	38	100.0%	5,028

### ○鑑賞・観覧もしくは自ら実践した文化芸術のジャンルについて 1

鑑賞・観覧もしくは自ら実践した文化芸術のジャンルについて あなたが最近、鑑賞・観覧したり、自ら実践した文化芸術のジャンルは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

(n = 1,532)



「音楽」が最も多く、「メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）」、「美術」、「自然（動物、植物、鉱物、化石等）」、「歴史・文化（歴史資料、文化財の鑑賞・保存・活用等）」と続く。

年齢別に確認したところ、年齢が下がるにしたがって、「メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）」と回答する人の割合が高い。

参考資料 2-1 県民を対象としたアンケート調査結果

<年齢別>

選択肢	10代・20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計
文学	40	8.6%	58	7.6%	66	6.3%	84	6.6%	46	6.3%	18	6.8%	312
音楽	89	19.1%	132	17.3%	185	17.7%	206	16.2%	114	15.6%	37	14.0%	763
美術	50	10.8%	75	9.8%	108	10.3%	157	12.3%	95	13.0%	42	15.9%	527
写真	33	7.1%	48	6.3%	49	4.7%	74	5.8%	41	5.6%	15	5.7%	260
演劇	23	4.9%	42	5.5%	59	5.6%	70	5.5%	34	4.7%	8	3.0%	236
舞踊	5	1.1%	17	2.2%	18	1.7%	16	1.3%	10	1.4%	3	1.1%	69
メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）	84	18.1%	128	16.8%	138	13.2%	158	12.4%	65	8.9%	17	6.4%	590
伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等）	11	2.4%	14	1.8%	28	2.7%	46	3.6%	30	4.1%	7	2.7%	136
芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）	21	4.5%	39	5.1%	50	4.8%	70	5.5%	48	6.6%	14	5.3%	242
生活文化（茶道、華道、書道等）	11	2.4%	12	1.6%	22	2.1%	42	3.3%	24	3.3%	13	4.9%	124
地域固有の伝統芸能、地域の人々によって行われる民俗芸能や祭り	9	1.9%	15	2.0%	29	2.8%	32	2.5%	18	2.5%	9	3.4%	112
国民娯楽（囲碁、将棋等）	6	1.3%	8	1.0%	12	1.1%	11	0.9%	7	1.0%	5	1.9%	49
歴史・文化（歴史資料、文化財の鑑賞・保存・活用等）	26	5.6%	58	7.6%	89	8.5%	114	9.0%	64	8.8%	40	15.2%	391
自然（動物、植物、鉱物、化石等）	43	9.2%	77	10.1%	115	11.0%	116	9.1%	70	9.6%	22	8.3%	443
鑑賞・観覧、実践していない	14	3.0%	38	5.0%	77	7.3%	67	5.3%	61	8.3%	12	4.5%	269
その他	0	0.0%	1	0.1%	3	0.3%	9	0.7%	4	0.5%	2	0.8%	19
合計	465	100.0%	762	100.0%	1,048	100.0%	1,272	100.0%	731	100.0%	264	100.0%	4,542

<地域別>

選択肢	北勢地域		中南勢地域		伊勢志摩地域		伊賀地域		東紀州地域		その他		合計
文学	100	6.3%	109	7.0%	58	7.6%	20	6.0%	17	8.1%	8	11.4%	312
音楽	270	16.9%	252	16.1%	142	18.7%	51	15.2%	35	16.7%	13	18.6%	763
美術	191	11.9%	187	11.9%	80	10.5%	40	11.9%	22	10.5%	7	10.0%	527
写真	88	5.5%	90	5.7%	46	6.0%	17	5.1%	14	6.7%	5	7.1%	260
演劇	85	5.3%	97	6.2%	27	3.5%	17	5.1%	8	3.8%	2	2.9%	236
舞踊	21	1.3%	28	1.8%	7	0.9%	7	2.1%	4	1.9%	2	2.9%	69
メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）	221	13.8%	208	13.3%	98	12.9%	35	10.4%	24	11.5%	4	5.7%	590
伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等）	45	2.8%	50	3.2%	22	2.9%	12	3.6%	4	1.9%	3	4.3%	136
芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）	87	5.4%	82	5.2%	40	5.3%	20	6.0%	9	4.3%	4	5.7%	242
生活文化（茶道、華道、書道等）	41	2.6%	40	2.6%	23	3.0%	13	3.9%	5	2.4%	2	2.9%	124
地域固有の伝統芸能、地域の人々によって行われる民俗芸能や祭り	30	1.9%	36	2.3%	22	2.9%	10	3.0%	11	5.3%	3	4.3%	112
国民娯楽（囲碁、将棋等）	18	1.1%	18	1.1%	7	0.9%	6	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	49
歴史・文化（歴史資料、文化財の鑑賞・保存・活用等）	123	7.7%	134	8.6%	70	9.2%	34	10.1%	23	11.0%	7	10.0%	391
自然（動物、植物、鉱物、化石等）	146	9.1%	168	10.7%	69	9.1%	25	7.5%	25	12.0%	10	14.3%	443
鑑賞・観覧、実践していない	126	7.9%	61	3.9%	47	6.2%	27	8.1%	8	3.8%	0	0.0%	269
その他	8	0.5%	7	0.4%	3	0.4%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	19
合計	1,600	100.0%	1,567	100.0%	761	100.0%	335	100.0%	209	100.0%	70	100.0%	4,542

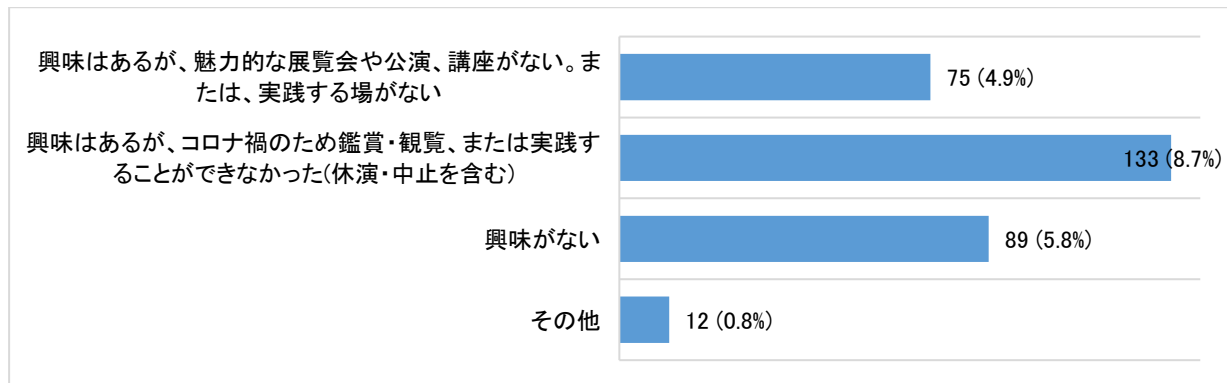
<その他>※一部抜粋

- ・特撮等のサブカル
- ・アイスショー
- ・ユーチューブ

## ○鑑賞・観覧もしくは自ら実践した文化芸術のジャンルについて 2

鑑賞・観覧もしくは自ら実践した文化芸術のジャンルについて「鑑賞・観覧、実践していない」と回答された方に質問します。その理由は何ですか？あてはまるものを1つ選んでください。

(n = 1,532)



「興味はあるが、コロナ禍のため鑑賞・観覧、または実践することができなかった(休演・中止を含む)」が最も多く、続いて「興味がない」が続く。

年齢別に確認したところ、10代・20代、30代など若い世代に「興味がない」と回答する人の割合が高い。

### <年齢別>

選択肢	10代・20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計
興味はあるが、魅力的な展覧会や公演、講座がない。または、実践する場がない	2	14.3%	6	15.8%	14	18.4%	19	29.2%	14	23.0%	4	33.3%	59
興味はあるが、コロナ禍のため鑑賞・観覧、または実践することができなかった(休演・中止を含む)	3	21.4%	13	34.2%	32	42.1%	33	50.8%	29	47.5%	2	16.7%	112
興味がない	9	64.3%	16	42.1%	29	38.2%	12	18.5%	15	24.6%	4	33.3%	85
その他	0	0.0%	3	7.9%	1	1.3%	1	1.5%	3	4.9%	2	16.7%	10
合計	14	100.0%	38	100.0%	76	100.0%	65	100.0%	61	100.0%	12	100.0%	266

### <地域別>

選択肢	北勢地域		中南勢地域		伊勢志摩地域		伊賀地域		東紀州地域		その他	合計
興味はあるが、魅力的な展覧会や公演、講座がない。または、実践する場がない	30	23.8%	11	19.0%	9	19.1%	5	18.5%	4	50.0%	0	59
興味はあるが、コロナ禍のため鑑賞・観覧、または実践することができなかった(休演・中止を含む)	43	34.1%	29	50.0%	26	55.3%	12	44.4%	2	25.0%	0	112
興味がない	47	37.3%	17	29.3%	10	21.3%	9	33.3%	2	25.0%	0	85
その他	6	4.8%	1	1.7%	2	4.3%	1	3.7%	0	0.0%	0	10
合計	126	100.0%	58	100.0%	47	100.0%	27	100.0%	8	100.0%	0	266

### <その他>※一部抜粋

- ・興味はあるが県立は津ばかりで近くに観覧できる場所がない。不公平感を感じる
- ・仕事が多忙なため時間がない

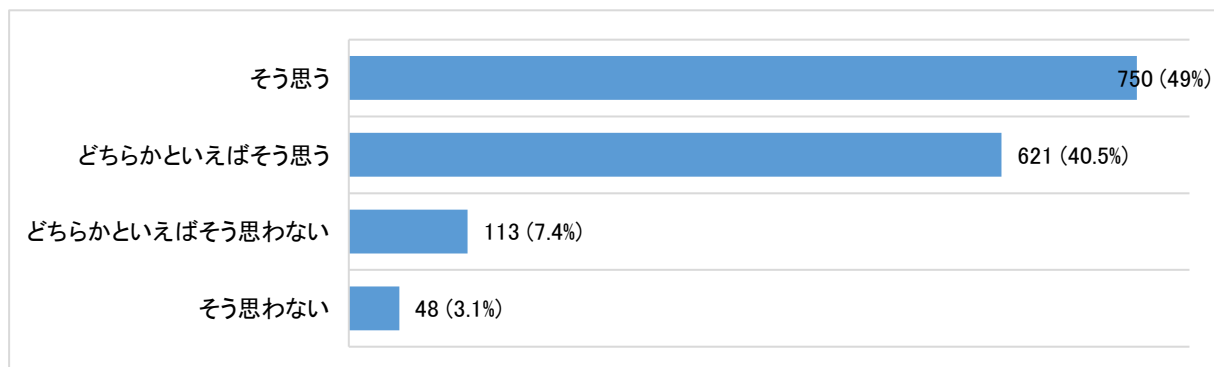


## ○三重県に対する誇りや愛着について

三重県に対する誇りや愛着について あなたは、三重県にある全国的あるいは国際的に誇ることができる歴史的資産等(※)について、愛着を感じることができると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

※「歴史的資産等」・・・伊勢神宮や熊野古道、世界から評価される偉人(俳聖「松尾芭蕉」、日本人の世界観・価値観を探求した「本居宣長」、世界で初めて真珠養殖を成功させた「御木本幸吉」、北海道の命名者「松浦武四郎」、映画監督の市川崑など)のほか、各地域で継承されている伝統的な芸能・祭り・行事や文化財などの歴史的な資産、地域独特の言葉遣いや衣服、食べ物、習慣などをいいます。

(n = 1,532)



90%近くの回答者が、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を選択している。

年齢別に確認したところ、年齢が下がるにしたがって、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と回答する人の割合がやや高い。

### <年齢別>

選択肢	10代・20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計
そう思う	64	44.1%	98	42.6%	170	45.7%	213	51.1%	150	53.6%	55	62.5%	750
どちらかといえばそう思う	62	42.8%	94	40.9%	159	42.7%	165	39.6%	113	40.4%	28	31.8%	621
どちらかといえばそう思わない	17	11.7%	24	10.4%	27	7.3%	27	6.5%	13	4.6%	5	5.7%	113
そう思わない	2	1.4%	14	6.1%	16	4.3%	12	2.9%	4	1.4%	0	0.0%	48
合計	145	100.0%	230	100.0%	372	100.0%	417	100.0%	280	100.0%	88	100.0%	1,532

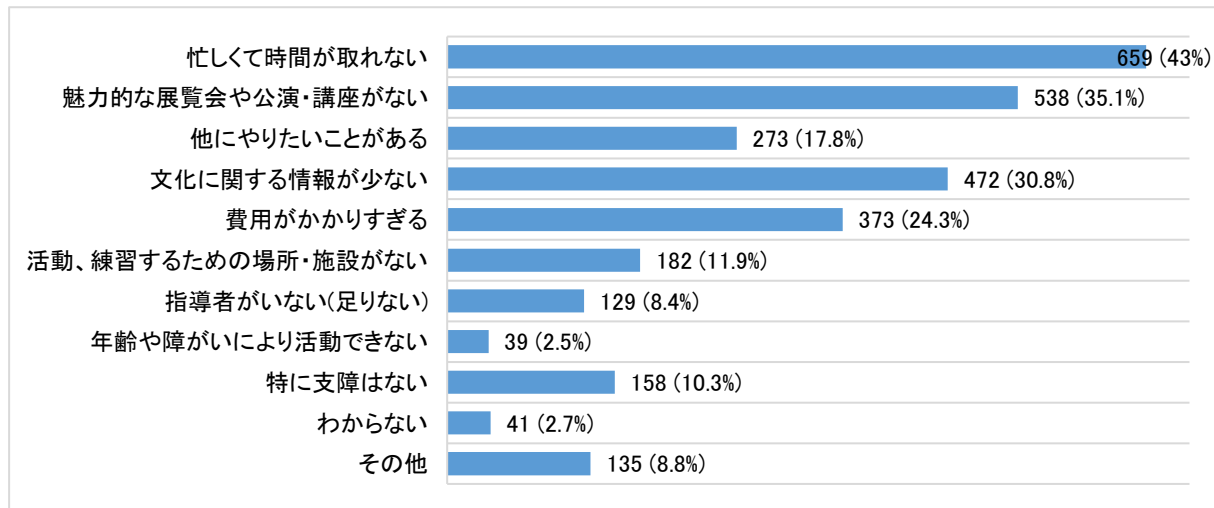
### <地域別>

選択肢	北勢地域		中南勢地域		伊勢志摩地域		伊賀地域		東紀州地域		その他		合計
そう思う	283	46.1%	237	51.7%	135	51.3%	58	49.2%	27	42.9%	10	62.5%	750
どちらかといえばそう思う	264	43.0%	178	38.9%	99	37.6%	47	39.8%	30	47.6%	3	18.8%	621
どちらかといえばそう思わない	47	7.7%	28	6.1%	21	8.0%	8	6.8%	6	9.5%	3	18.8%	113
そう思わない	20	3.3%	15	3.3%	8	3.0%	5	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	48
合計	614	100.0%	458	100.0%	263	100.0%	118	100.0%	63	100.0%	16	100.0%	1,532

## ○文化芸術活動への支障について

文化芸術活動への支障について 文化芸術を鑑賞・観覧、もしくは実践するうえで支障となっていることは何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 1,532)



「忙しくて時間が取れない」が最も多く、「魅力的な展覧会や公演・講座がない」、「文化に関する情報が少ない」、「費用がかかりすぎる」と続く。

年齢別に確認したところ、年齢が上がるにしたがって、「文化に関する情報が少ない」と回答する人の割合が高くなる一方、年齢が下がるにしたがって、「忙しくて時間が取れない」と回答する人の割合が高い。

### <年齢別>

選択肢	10代・20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計
忙しくて時間が取れない	85	28.7%	122	25.4%	186	25.1%	171	21.8%	82	15.4%	13	7.9%	659
魅力的な展覧会や公演・講座がない	43	14.5%	75	15.6%	137	18.5%	149	19.0%	101	19.0%	33	20.0%	538
他にやりたいことがある	42	14.2%	49	10.2%	72	9.7%	60	7.6%	38	7.2%	12	7.3%	273
文化に関する情報が少ない	33	11.1%	65	13.5%	115	15.5%	127	16.2%	98	18.5%	34	20.6%	472
費用がかかりすぎる	37	12.5%	62	12.9%	97	13.1%	97	12.4%	62	11.7%	18	10.9%	373
活動、練習するための場所・施設がない	22	7.4%	30	6.3%	46	6.2%	46	5.9%	29	5.5%	9	5.5%	182
指導者がいない(足りない)	10	3.4%	22	4.6%	24	3.2%	33	4.2%	28	5.3%	12	7.3%	129
年齢や障がいにより活動できない	0	0.0%	5	1.0%	3	0.4%	11	1.4%	12	2.3%	8	4.8%	39
特に支障はない	11	3.7%	18	3.8%	20	2.7%	43	5.5%	47	8.9%	19	11.5%	158
わからない	5	1.7%	5	1.0%	7	0.9%	17	2.2%	4	0.8%	3	1.8%	41
その他	8	2.7%	27	5.6%	35	4.7%	31	3.9%	30	5.6%	4	2.4%	135
合計	296	100.0%	480	100.0%	742	100.0%	785	100.0%	531	100.0%	165	100.0%	2,999

### <地域別>

選択肢	北勢地域		中南勢地域		伊勢志摩地域		伊賀地域		東紀州地域		その他		合計
忙しくて時間が取れない	269	21.9%	181	20.0%	116	23.8%	57	25.4%	28	23.3%	8	22.9%	659
魅力的な展覧会や公演・講座がない	222	18.1%	176	19.5%	77	15.8%	41	18.3%	16	13.3%	6	17.1%	538
他にやりたいことがある	116	9.4%	82	9.1%	52	10.7%	15	6.7%	6	5.0%	2	5.7%	273
文化に関する情報が少ない	193	15.7%	143	15.8%	76	15.6%	39	17.4%	17	14.2%	4	11.4%	472
費用がかかりすぎる	170	13.8%	120	13.3%	45	9.2%	25	11.2%	9	7.5%	4	11.4%	373
活動、練習するための場所・施設がない	72	5.9%	50	5.5%	34	7.0%	12	5.4%	10	8.3%	4	11.4%	182
指導者がいない(足りない)	38	3.1%	43	4.8%	23	4.7%	10	4.5%	10	8.3%	5	14.3%	129
年齢や障がいにより活動できない	11	0.9%	19	2.1%	4	0.8%	3	1.3%	2	1.7%	0	0.0%	39
特に支障はない	63	5.1%	45	5.0%	32	6.6%	8	3.6%	9	7.5%	1	2.9%	158
わからない	22	1.8%	7	0.8%	8	1.6%	3	1.3%	1	0.8%	0	0.0%	41
その他	52	4.2%	38	4.2%	21	4.3%	11	4.9%	12	10.0%	1	2.9%	135
合計	1,228	100.0%	904	100.0%	488	100.0%	224	100.0%	120	100.0%	35	100.0%	2,999

## 参考資料 2-1 県民を対象としたアンケート調査結果

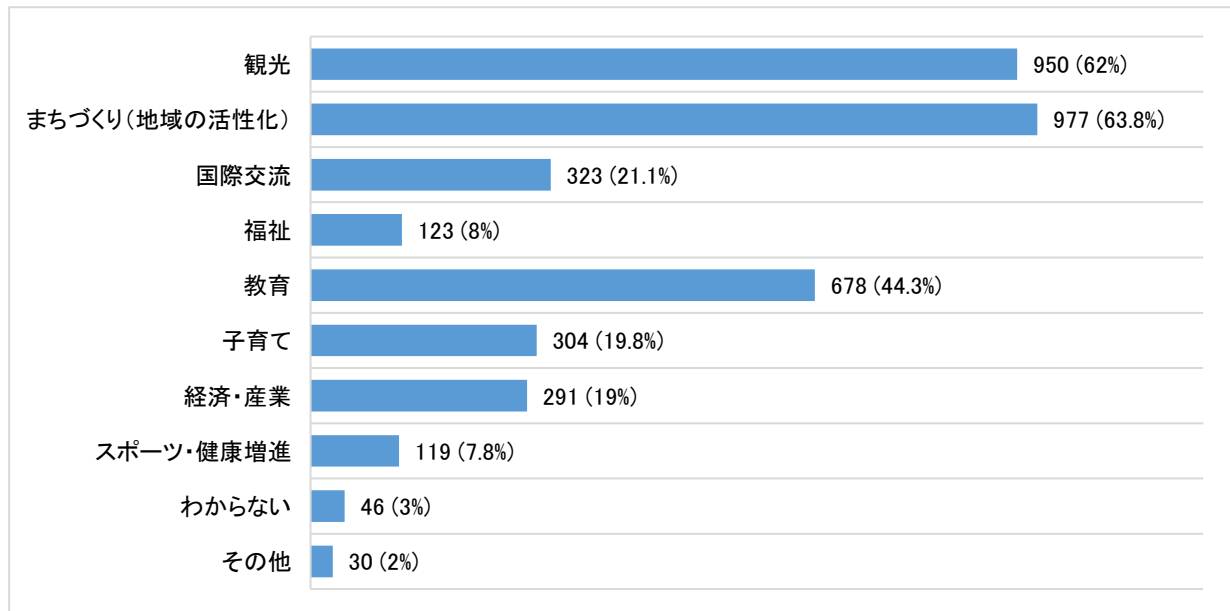
### <その他>※一部抜粋

- ・ 新型コロナウイルス感染症への不安
- ・ 歴史や文化に興味をもってもらうための地域に密着した活動が少ない
- ・ 民間で活動を行う場合の支援（相談できる体制やスキルアップの手段、資金面など）が脆弱
- ・ 文化施設が遠距離にあり、特に、高齢者には交通の便が悪い
- ・ 文化施設が中勢に集中しており南北から行きづらい
- ・ 障がい者も一緒に参加できる行事は限られているが需要はある
- ・ 都会まで行かないと魅力的な企画展等が観覧できない
- ・ 託児所がないため参加できない
- ・ ナイトミュージアムなど平日夜のイベントがあると嬉しい
- ・ 子供が小さいので遠慮してしまう

## ○文化芸術を生かしたら良いと思う分野について

文化芸術を生かしたら良いと思う分野について あなたは、文化芸術をどのような分野に生かしたら良いと思いますか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 1,532)



「まちづくり（地域の活性化）」が最も多く、「観光」、「教育」と続く。

### <年齢別>

選択肢	10代・20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計
観光	105	27.8%	147	25.7%	228	24.2%	246	24.1%	178	25.2%	46	20.5%	950
まちづくり(地域の活性化)	85	22.5%	132	23.1%	232	24.7%	261	25.6%	202	28.6%	65	29.0%	977
国際交流	37	9.8%	43	7.5%	77	8.2%	82	8.0%	62	8.8%	22	9.8%	323
福祉	8	2.1%	16	2.8%	33	3.5%	33	3.2%	23	3.3%	10	4.5%	123
教育	73	19.3%	100	17.5%	168	17.9%	183	17.9%	118	16.7%	36	16.1%	678
子育て	31	8.2%	64	11.2%	98	10.4%	67	6.6%	35	5.0%	9	4.0%	304
経済・産業	24	6.3%	40	7.0%	57	6.1%	87	8.5%	59	8.4%	24	10.7%	291
スポーツ・健康増進	13	3.4%	14	2.5%	30	3.2%	37	3.6%	17	2.4%	8	3.6%	119
わからない	2	0.5%	10	1.8%	9	1.0%	17	1.7%	6	0.8%	2	0.9%	46
その他	0	0.0%	5	0.9%	9	1.0%	8	0.8%	6	0.8%	2	0.9%	30
合計	378	100.0%	571	100.0%	941	100.0%	1,021	100.0%	706	100.0%	224	100.0%	3,841

### <地域別>

選択肢	北勢地域		中南勢地域		伊勢志摩地域		伊賀地域		東紀州地域		その他		合計
観光	382	25.1%	278	24.0%	169	25.3%	73	25.2%	37	22.7%	11	26.2%	950
まちづくり(地域の活性化)	383	25.2%	296	25.6%	170	25.4%	68	23.4%	45	27.6%	15	35.7%	977
国際交流	139	9.1%	79	6.8%	63	9.4%	29	10.0%	10	6.1%	3	7.1%	323
福祉	54	3.6%	44	3.8%	15	2.2%	5	1.7%	4	2.5%	1	2.4%	123
教育	243	16.0%	225	19.4%	129	19.3%	47	16.2%	26	16.0%	8	19.0%	678
子育て	126	8.3%	95	8.2%	47	7.0%	18	6.2%	17	10.4%	1	2.4%	304
経済・産業	102	6.7%	91	7.9%	46	6.9%	34	11.7%	16	9.8%	2	4.8%	291
スポーツ・健康増進	60	3.9%	24	2.1%	20	3.0%	9	3.1%	5	3.1%	1	2.4%	119
わからない	21	1.4%	12	1.0%	6	0.9%	6	2.1%	1	0.6%	0	0.0%	46
その他	10	0.7%	14	1.2%	3	0.4%	1	0.3%	2	1.2%	0	0.0%	30
合計	1,520	100.0%	1,158	100.0%	668	100.0%	290	100.0%	163	100.0%	42	100.0%	3,841

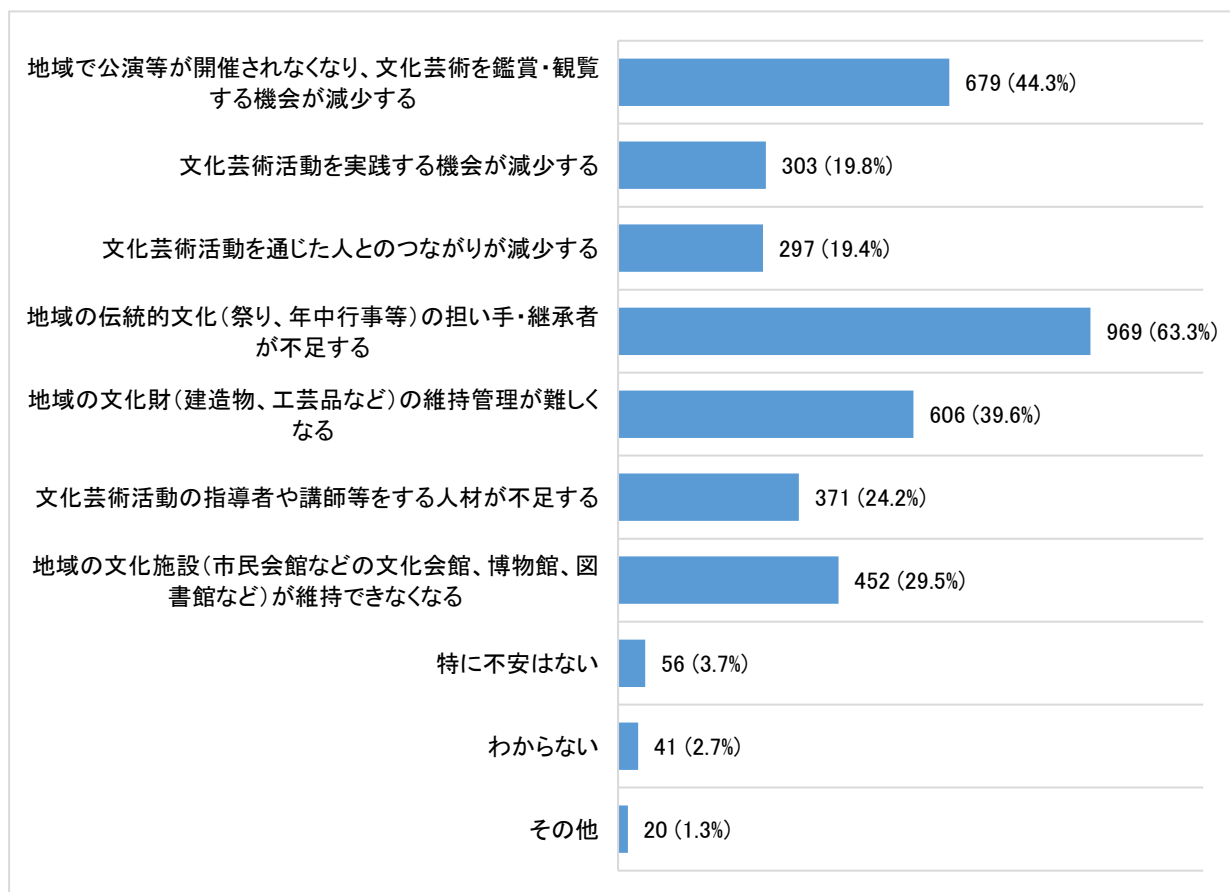
<その他>※一部抜粋

- ・ 地域のアイデンティティの醸成
- ・ 誇り・生きる力の醸成
- ・ 居場所づくり、仲間づくり
- ・ 日常生活、日常娯楽
- ・ 何かに活かすことを考えるのではなく、純粹に文化芸術を楽しめる環境づくりが必要

○人口減少等の進行による地域の文化芸術等への影響について

人口減少等の進行による地域の文化芸術等への影響について 人口減少や過疎化が進む中で生じる地域の文化芸術への影響等について、あなたが不安に感じることは何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 1,532)



「地域の伝統的文化（祭り、年中行事等）の担い手・継承者が不足する」が最も多く、「地域で公演等が開催されなくなり、文化芸術を鑑賞・観覧する機会が減少する」、「地域の文化財（建造物、工芸品など）の維持管理が難しくなる」と続く。

参考資料 2-1 県民を対象としたアンケート調査結果

<年齢別>

選択肢	10代・20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計
地域で公演等が開催されなくなり、文化芸術を鑑賞・観覧する機会が減少する	69	18.9%	92	16.3%	166	18.6%	181	17.6%	132	18.5%	39	17.3%	679
文化芸術活動を実践する機会が減少する	35	9.6%	48	8.5%	64	7.2%	75	7.3%	63	8.8%	18	8.0%	303
文化芸術活動を通じた人とのつながりが減少する	26	7.1%	45	8.0%	67	7.5%	84	8.2%	57	8.0%	18	8.0%	297
地域の伝統的文化（祭り、年中行事等）の担い手・継承者が不足する	91	24.9%	137	24.2%	218	24.4%	263	25.6%	195	27.3%	65	28.9%	969
地域の文化財（建造物、工芸品など）の維持管理が難しくなる	66	18.0%	88	15.6%	143	16.0%	176	17.1%	102	14.3%	31	13.8%	606
文化芸術活動の指導者や講師等をする人材が不足する	30	8.2%	67	11.9%	90	10.1%	91	8.8%	71	9.9%	22	9.8%	371
地域の文化施設（市民会館などの文化会館、博物館、図書館など）が維持できなくなる	42	11.5%	68	12.0%	109	12.2%	127	12.3%	80	11.2%	26	11.6%	452
特に不安はない	6	1.6%	8	1.4%	18	2.0%	15	1.5%	6	0.8%	3	1.3%	56
わからない	1	0.3%	10	1.8%	10	1.1%	12	1.2%	6	0.8%	2	0.9%	41
その他	0	0.0%	2	0.4%	9	1.0%	5	0.5%	3	0.4%	1	0.4%	20
合計	366	100.0%	565	100.0%	894	100.0%	1,029	100.0%	715	100.0%	225	100.0%	3,794

<地域別>

選択肢	北勢地域		中南勢地域		伊勢志摩地域		伊賀地域		東紀州地域		その他		合計
地域で公演等が開催されなくなり、文化芸術を鑑賞・観覧する機会が減少する	268	17.8%	199	17.3%	126	19.3%	43	15.2%	33	20.6%	10	23.3%	679
文化芸術活動を実践する機会が減少する	116	7.7%	88	7.6%	55	8.4%	24	8.5%	16	10.0%	4	9.3%	303
文化芸術活動を通じた人とのつながりが減少する	128	8.5%	78	6.8%	52	8.0%	21	7.4%	13	8.1%	5	11.6%	297
地域の伝統的文化（祭り、年中行事等）の担い手・継承者が不足する	377	25.1%	295	25.6%	173	26.5%	80	28.4%	37	23.1%	7	16.3%	969
地域の文化財（建造物、工芸品など）の維持管理が難しくなる	228	15.2%	200	17.3%	98	15.0%	51	18.1%	23	14.4%	6	14.0%	606
文化芸術活動の指導者や講師等をする人材が不足する	156	10.4%	113	9.8%	64	9.8%	17	6.0%	14	8.8%	7	16.3%	371
地域の文化施設（市民会館などの文化会館、博物館、図書館など）が維持できなくなる	170	11.3%	154	13.4%	68	10.4%	35	12.4%	22	13.8%	3	7.0%	452
特に不安はない	27	1.8%	13	1.1%	8	1.2%	5	1.8%	2	1.3%	1	2.3%	56
わからない	21	1.4%	7	0.6%	8	1.2%	5	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	41
その他	11	0.7%	6	0.5%	2	0.3%	1	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	20
合計	1,502	100.0%	1,153	100.0%	654	100.0%	282	100.0%	160	100.0%	43	100.0%	3,794

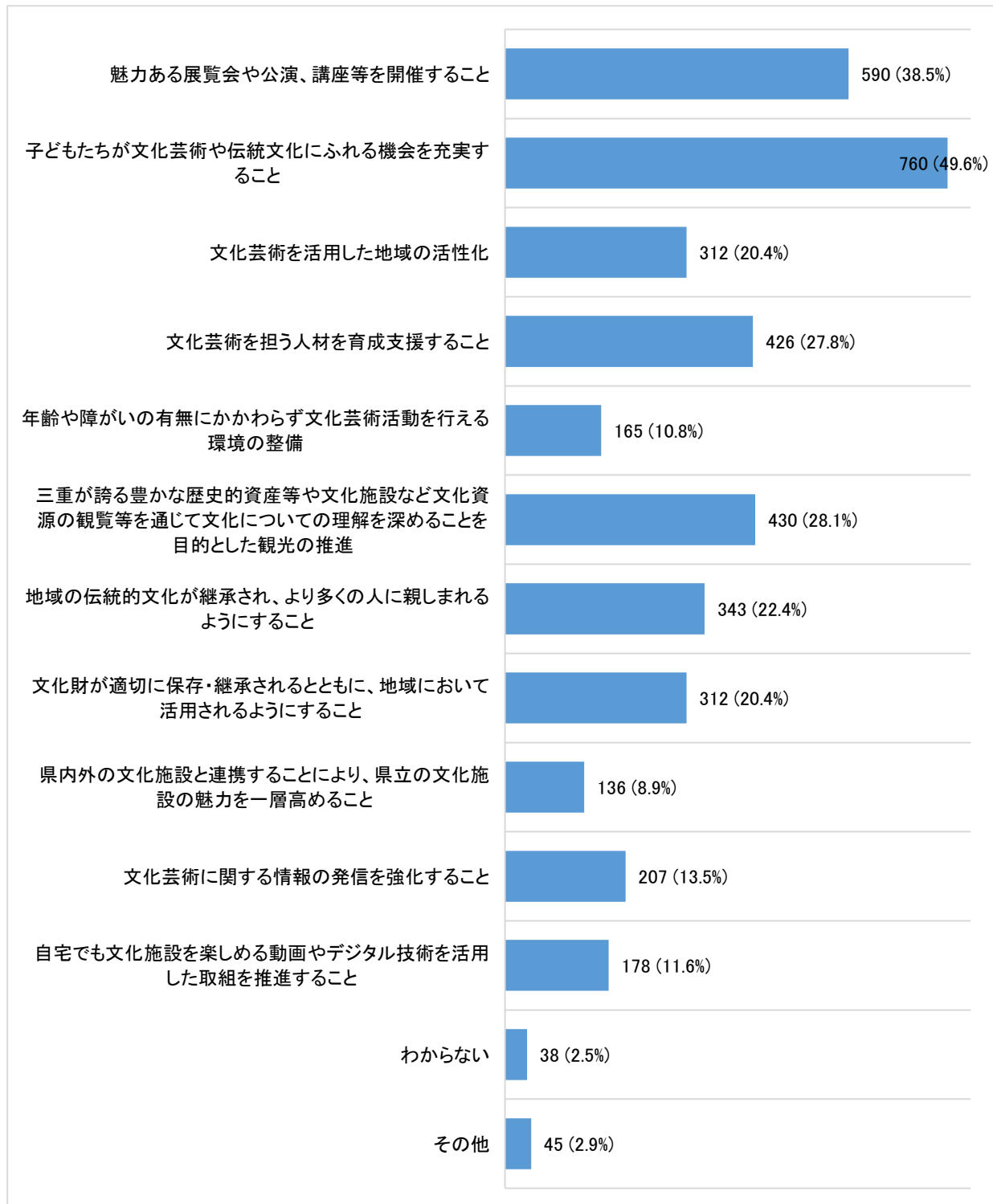
<その他>※一部抜粋

- ・全てあてはまる
- ・居住する地域に愛着が持てなくなる
- ・すでに地域行事を維持できていない
- ・コロナを機に地域固有の行事を止めようという機運が高まっている

## ○アフターコロナを見据え、今後県が力を入れるべき文化施策について

アフターコロナを見据え、今後県が力を入れるべき文化施策について アフターコロナを見据え、県は今後どのような文化振興施策に力を入れるべきだと思いますか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 1,532)



参考資料 2-1 県民を対象としたアンケート調査結果

「子どもたちが文化芸術や伝統文化にふれる機会を充実すること」が最も多く、「魅力ある展覧会や公演、講座等を開催すること」、「三重が誇る豊かな歴史的資産等や文化施設など文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とした観光の推進」、「文化芸術を担う人材を育成支援すること」と続く。

<年齢別>

選択肢	10代・20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計
魅力ある展覧会や公演、講座等を開催すること	48	13.3%	83	14.1%	129	13.6%	177	16.8%	116	15.5%	37	15.2%	590
子どもたちが文化芸術や伝統文化にふれる機会を充実すること	70	19.4%	138	23.4%	190	20.0%	173	16.4%	146	19.6%	43	17.7%	760
文化芸術を活用した地域の活性化	30	8.3%	36	6.1%	67	7.1%	92	8.7%	66	8.8%	21	8.6%	312
文化芸術を担う人材を育成支援すること	30	8.3%	62	10.5%	112	11.8%	105	10.0%	89	11.9%	28	11.5%	426
年齢や障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行える環境の整備	13	3.6%	19	3.2%	39	4.1%	47	4.5%	38	5.1%	9	3.7%	165
三重が誇る豊かな歴史的資産等や文化施設など文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とした観光の推進	38	10.5%	58	9.8%	112	11.8%	105	10.0%	89	11.9%	28	11.5%	430
地域の伝統的文化が継承され、より多くの人に親しまれるようにすること	28	7.8%	49	8.3%	81	8.5%	104	9.9%	57	7.6%	24	9.9%	343
文化財が適切に保存・継承されるとともに、地域において活用されるようにすること	33	9.1%	48	8.1%	79	8.3%	88	8.3%	45	6.0%	19	7.8%	312
県内外の文化施設と連携することにより、県立の文化施設の魅力を一層高めること	15	4.2%	22	3.7%	34	3.6%	39	3.7%	22	2.9%	4	1.6%	136
文化芸術に関する情報の発信を強化すること	25	6.9%	31	5.3%	39	4.1%	56	5.3%	38	5.1%	18	7.4%	207
自宅でも文化施設を楽しめる動画やデジタル技術を活用した取組を推進すること	23	6.4%	30	5.1%	46	4.9%	39	3.7%	32	4.3%	8	3.3%	178
わからない	3	0.8%	6	1.0%	9	0.9%	16	1.5%	3	0.4%	1	0.4%	38
その他	5	1.4%	8	1.4%	11	1.2%	13	1.2%	5	0.7%	3	1.2%	45
合計	361	100.0%	590	100.0%	948	100.0%	1,054	100.0%	746	100.0%	243	100.0%	3,942

<地域別>

選択肢	北勢地域		中南勢地域		伊勢志摩地域		伊賀地域		東紀州地域		その他		合計
魅力ある展覧会や公演、講座等を開催すること	239	15.4%	186	15.5%	100	14.5%	36	12.6%	21	12.9%	8	17.4%	590
子どもたちが文化芸術や伝統文化にふれる機会を充実すること	304	19.5%	230	19.1%	144	20.9%	49	17.1%	26	16.0%	7	15.2%	760
文化芸術を活用した地域の活性化	117	7.5%	94	7.8%	59	8.6%	24	8.4%	12	7.4%	6	13.0%	312
文化芸術を担う人材を育成支援すること	163	10.5%	128	10.6%	74	10.8%	27	9.4%	26	16.0%	8	17.4%	426
年齢や障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を行える環境の整備	63	4.0%	55	4.6%	24	3.5%	11	3.8%	11	6.7%	1	2.2%	165
三重が誇る豊かな歴史的資産等や文化施設など文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とした観光の推進	173	11.1%	130	10.8%	67	9.7%	38	13.3%	16	9.8%	6	13.0%	430
地域の伝統的文化が継承され、より多くの人に親しまれるようにすること	151	9.7%	90	7.5%	58	8.4%	30	10.5%	13	8.0%	1	2.2%	343
文化財が適切に保存・継承されるとともに、地域において活用されるようにすること	127	8.2%	94	7.8%	51	7.4%	22	7.7%	17	10.4%	1	2.2%	312
県内外の文化施設と連携することにより、県立の文化施設の魅力を一層高めること	47	3.0%	56	4.7%	20	2.9%	6	2.1%	4	2.5%	3	6.5%	136
文化芸術に関する情報の発信を強化すること	74	4.8%	68	5.7%	35	5.1%	19	6.6%	9	5.5%	2	4.3%	207
自宅でも文化施設を楽しめる動画やデジタル技術を活用した取組を推進すること	70	4.5%	46	3.8%	36	5.2%	16	5.6%	8	4.9%	2	4.3%	178
わからない	15	1.0%	8	0.7%	9	1.3%	6	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	38
その他	14	0.9%	17	1.4%	11	1.6%	2	0.7%	0	0.0%	1	2.2%	45
合計	1,557	100.0%	1,202	100.0%	688	100.0%	286	100.0%	163	100.0%	46	100.0%	3,942



## 参考資料 2-1 県民を対象としたアンケート調査結果

### <その他>※一部抜粋

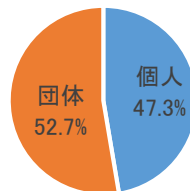
- ・ 地域で活動する方々の後方支援
- ・ 地域格差の是正
- ・ 経済振興から財源確保がなされて、文化振興につながる取組
- ・ 三重の文化財や自然に関する正しい知識を持ち、その価値を理解する人材の育成
- ・ 美術館や博物館データベース情報の充実とオープン化
- ・ 文化芸術に行政が予算を使うこと
- ・ 一般市民も参加できるイベントの機会を増やす
- ・ 子どもたちに本物の文化芸術を見る機会、触れる機会を増やすこと

## 回答者に関する基本情報

### ○回答者について

「個人」、「団体」のどちらとして回答されますか。あてはまるものを1つ選んでください。

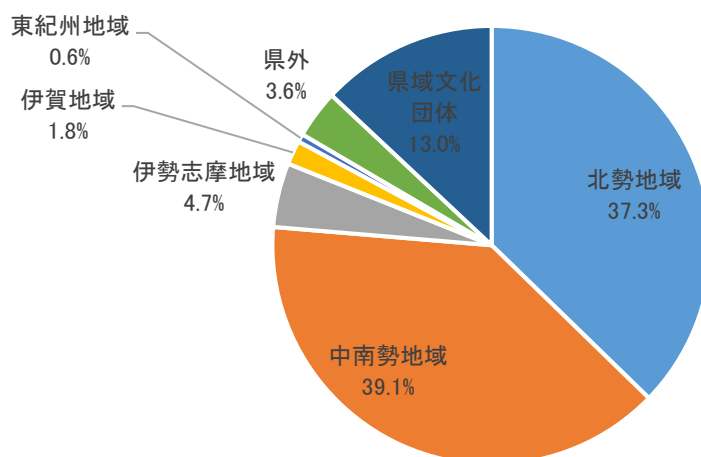
選択肢	合計
個人	80 (47.3%)
団体	89 (52.7%)
合計	169 (100%)



### ○活動拠点について

活動拠点について、あてはまるものを1つ選んでください。

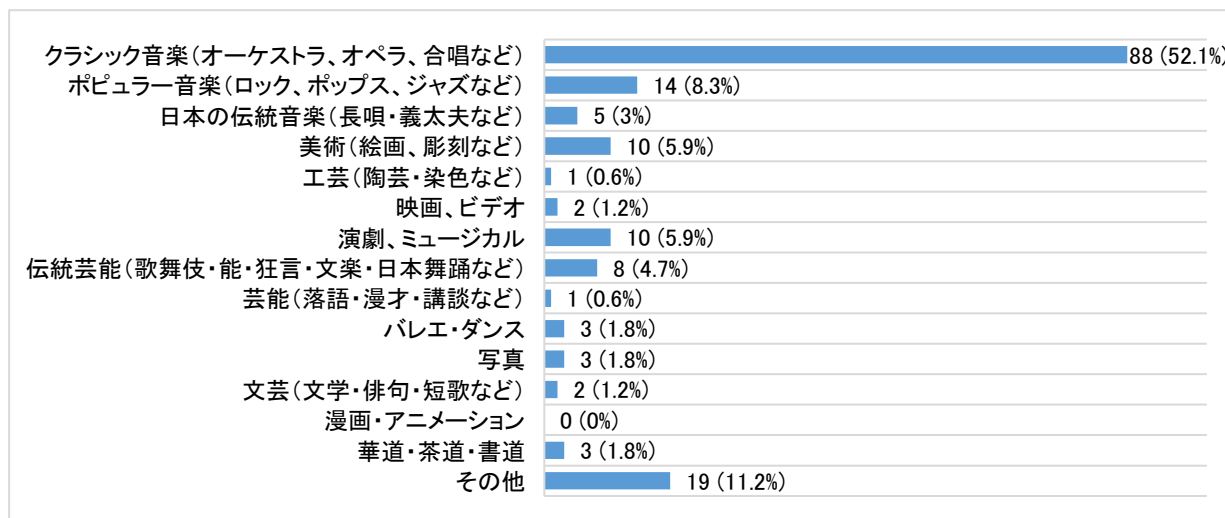
選択肢	合計
北勢地域(四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町)	63 (37.3%)
中南勢地域(津市、松阪市、多気町、明和町、大台町)	66 (39.1%)
伊勢志摩地域(伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町)	8 (4.7%)
伊賀地域(名張市、伊賀市)	3 (1.8%)
東紀州地域(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)	1 (0.6%)
県外	6 (3.6%)
県域文化団体	22 (13%)
合計	169 (100%)



## ○活動ジャンルについて

活動は、次のうちのどれにあてはまりますか。最もあてはまるものを1つ選んでください。

(n = 169)



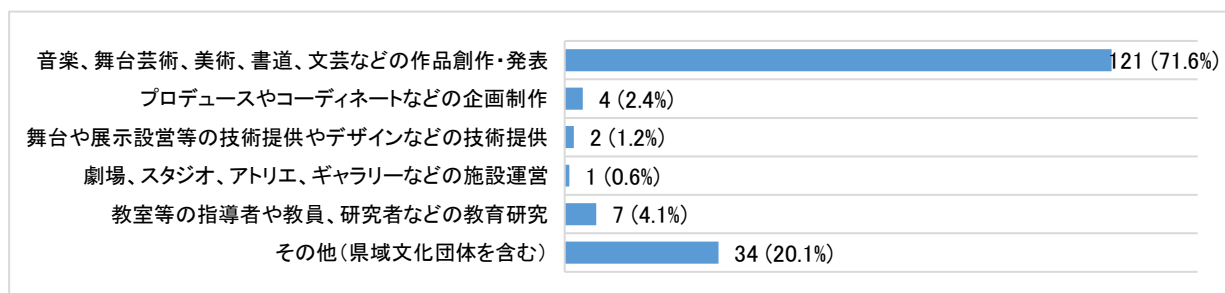
<その他>※一部抜粋

- ・ 打楽器アンサンブル、民族楽器
- ・ よさこい鳴子
- ・ 吹奏楽

## ○活動内容・形態について

主たる文化芸術活動の内容・形態について、最もあてはまるものを1つ○を選んでください。

(n = 169)



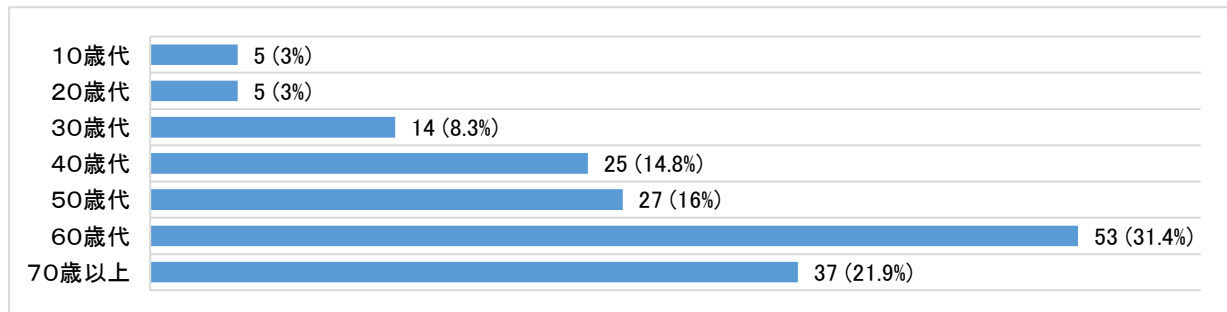
<その他>※一部抜粋

- ・ 読書活動および図書館活動全般
- ・ カラオケ等の音響
- ・ こどもたち向けの造形ワークショップ、講演、実技ライブ

### ○年齢層について

個人の方の場合は、あなたの属する年齢層について、団体の場合は、構成員の主な年齢層について、あてはまるものを1つ選んでください。

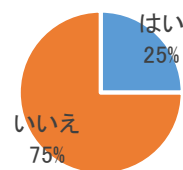
(n = 169)



### ○（個人のみ）生業（主たる収入源）について

（個人の方のみ）文化芸術活動を生業（主たる収入源）としておこなっていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

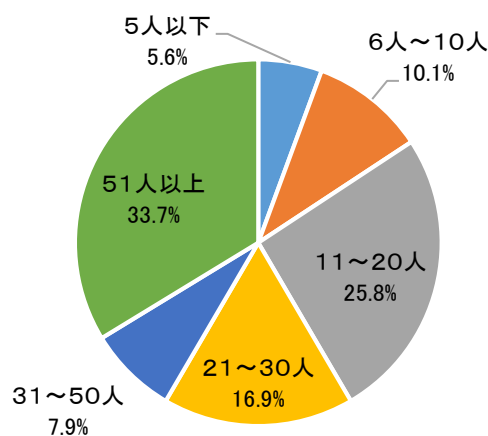
選択肢	合計
はい	20 (25%)
いいえ	60 (75%)
合計	80 (100%)



### ○（団体のみ）構成員について

（団体のみ）貴団体の構成員の数について、あてはまるものを1つ選んでください。

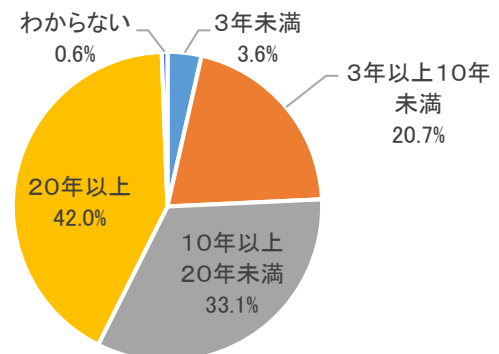
選択肢	合計
5人以下	5 (5.6%)
6人～10人	9 (10.1%)
11～20人	23 (25.8%)
21～30人	15 (16.9%)
31～50人	7 (7.9%)
51人以上	30 (33.7%)
合計	89 (100%)



### ○活動期間について

活動期間について、おおよそで結構ですので、あてはまるものを1つ選んでください。

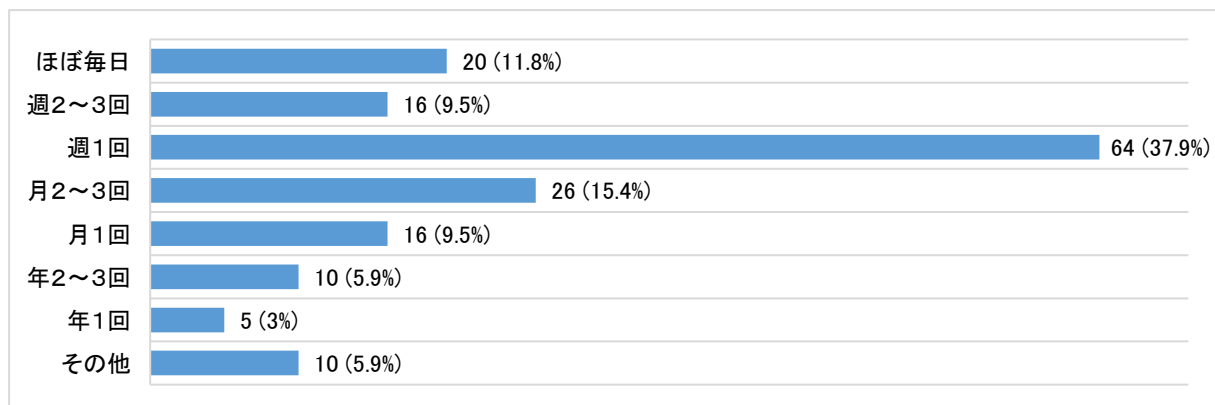
選択肢	合計
3年未満	6 (3.6%)
3年以上10年未満	35 (20.7%)
10年以上20年未満	56 (33.1%)
20年以上	71 (42%)
わからない	1 (0.6%)
合計	169 (100%)



### ○活動頻度について

活動頻度について、あてはまるものを1つ選んでください。

(n = 169)



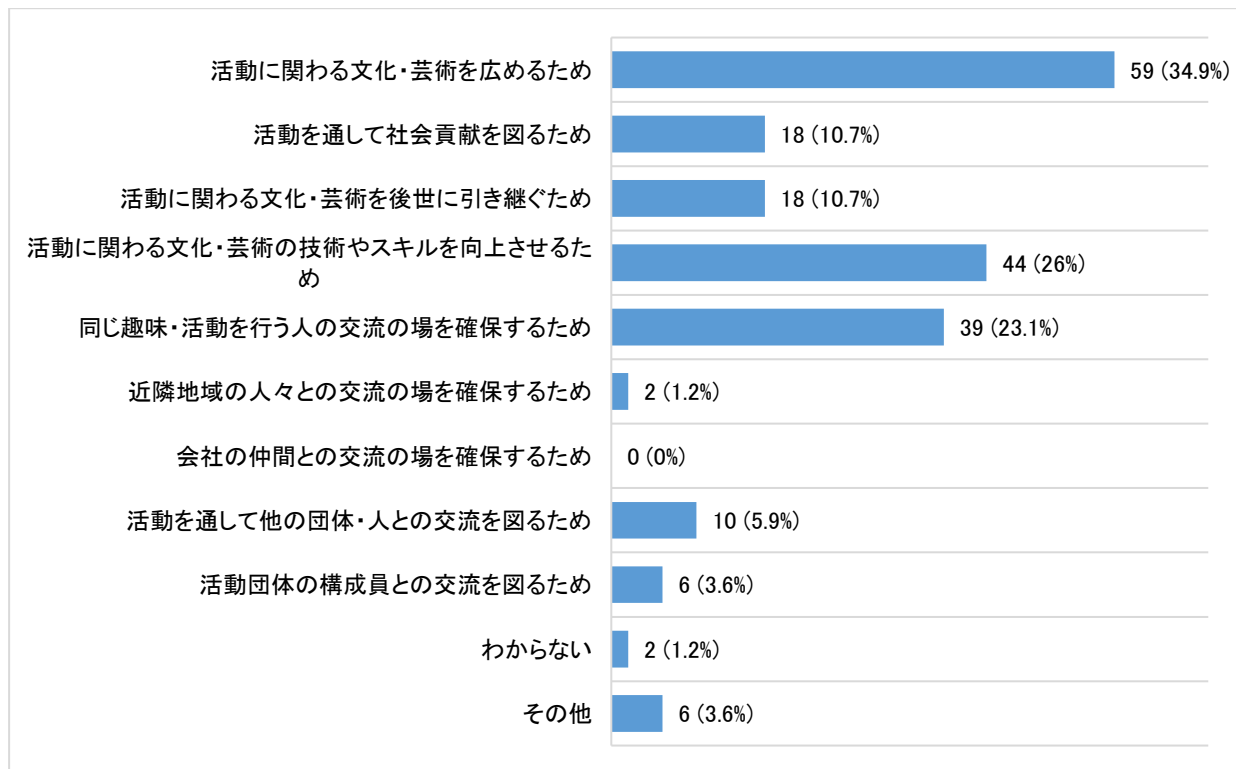
<その他>※一部抜粋

- ・平成30年度より活動は休み中、それまでは毎年活動していた
- ・各団体が各々活動している

## ○活動目的について

活動の目的について、あてはまるものを1つ選んでください。

(n = 169)



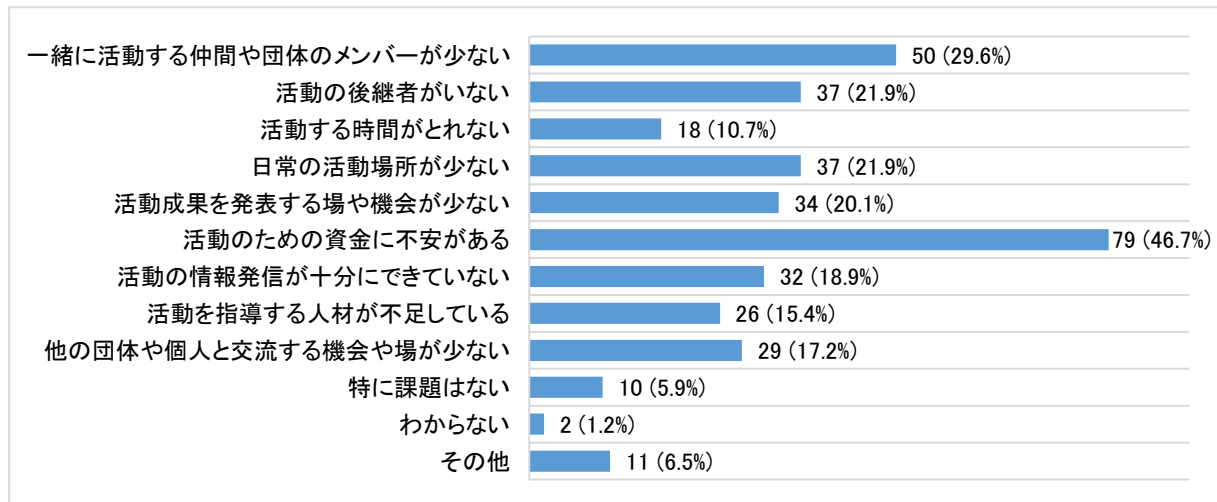
<その他>※一部抜粋

- ・子供達や障害者の心の育成、癒しのため。
- ・一つだけ選択するのは難しい

## 調査結果

### ○全般的な課題について①

活動を行う上で、課題だと感じていることは何ですか。最もあてはまるものを3つまで選んでください。(n = 169)



「活動のための資金に不安がある」が最も多く、「一緒に活動する仲間や団体のメンバーが少ない」、「活動の後継者がいない」、「日常の活動場所が少ない」が続く。

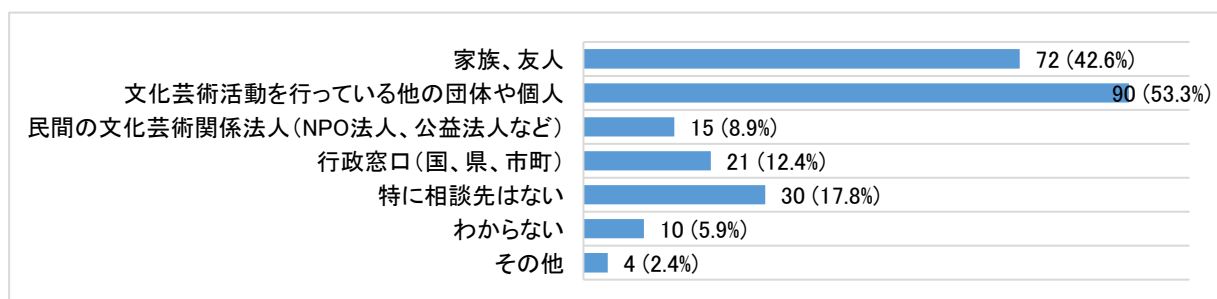
<その他>※一部抜粋

- ・コロナで活動に大きく影響を受けている。
- ・高齢者が多く、若い人がいないので苦しい

### ○全般的な課題について②

活動を行う上で、相談できる先はありますか。あてはまるものを全て選んでください。

(n = 169)



「文化芸術活動を行っている他の団体や個人」が最も多く、続いて「家族、友人」が多い。

一方で、17.8%が「特に相談先はない」と回答している。

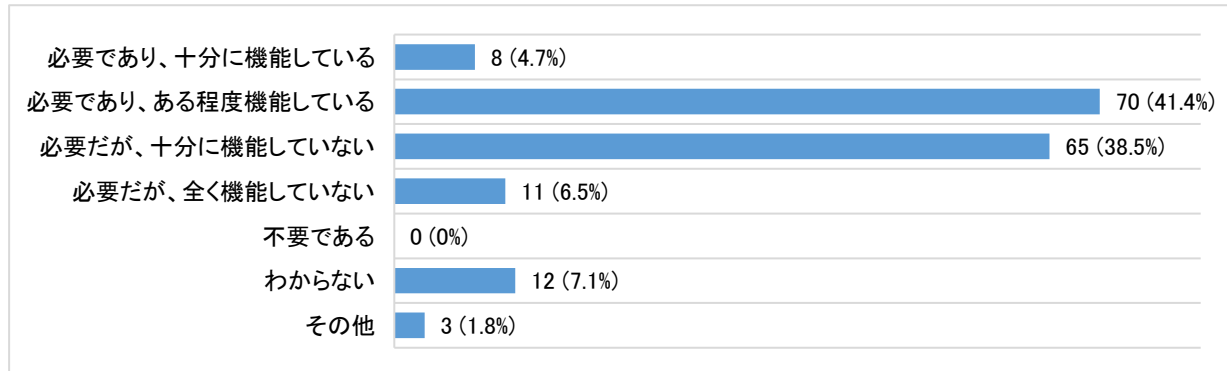
<その他>※一部抜粋

- ・上位組織

### ○文化芸術団体が行う団体、個人間のネットワークについて①

文化芸術を行う団体、個人間のつながりやネットワークの必要性和現状について、どのようにお考えですか。あてはまるものを1つ選んでください。

(n = 169)

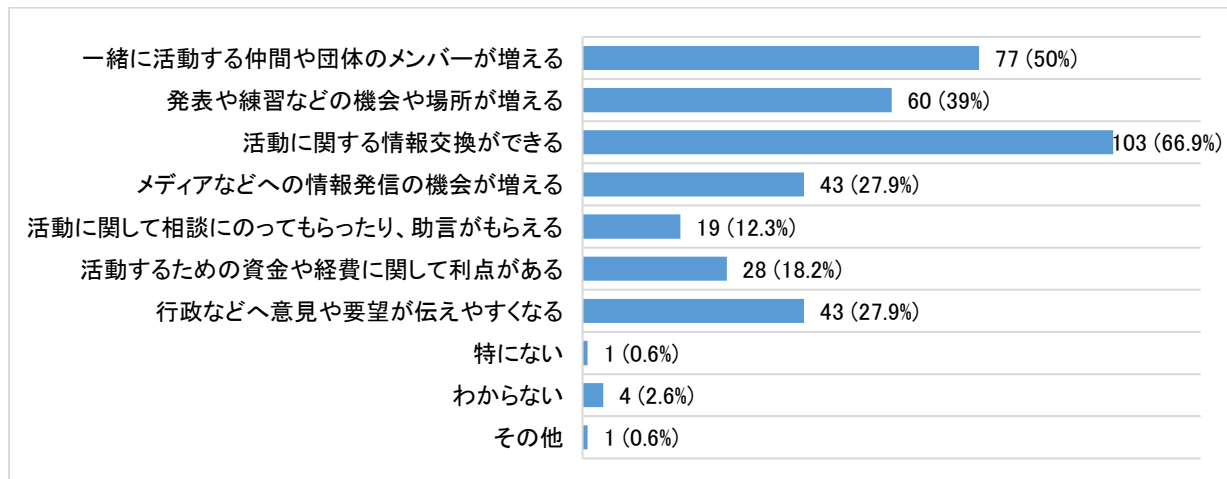


84.6%が「必要」と回答しているが、「十分に機能している」、「ある程度機能している」との回答と、「十分に機能していない」、「全く機能していない」との回答がほぼ同数である。

### ○文化芸術団体が行う団体、個人間のネットワークについて②

「文化芸術を行う団体、個人間のつながりやネットワークが必要」とお考えの方にお尋ねします。つながりやネットワークに期待していることは何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 169)



「活動に関する情報交換ができる」が最も多く、「一緒に活動する仲間や団体のメンバーが増える」、「発表や練習などの機会や場所が増える」が続く。

<その他>※一部抜粋

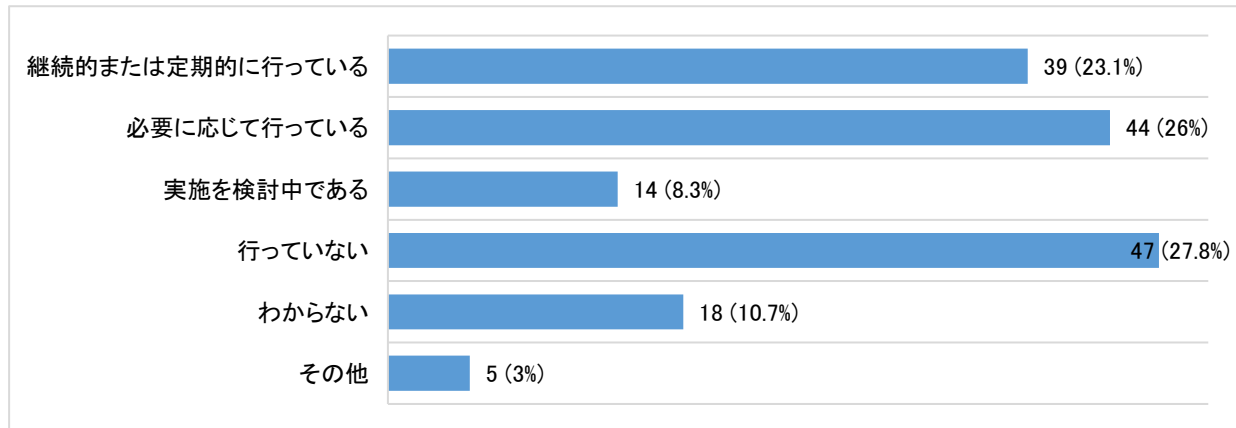
- ・新しい試みが生まれるかもしれない



### ○人材育成、担い手不足について①

人材育成や後継者育成のための事業や活動を行っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

(n = 169)



「行っていない」が最も多いが、およそ半数が「継続的または定期的に行っている」、「必要に応じて行っている」と回答している。

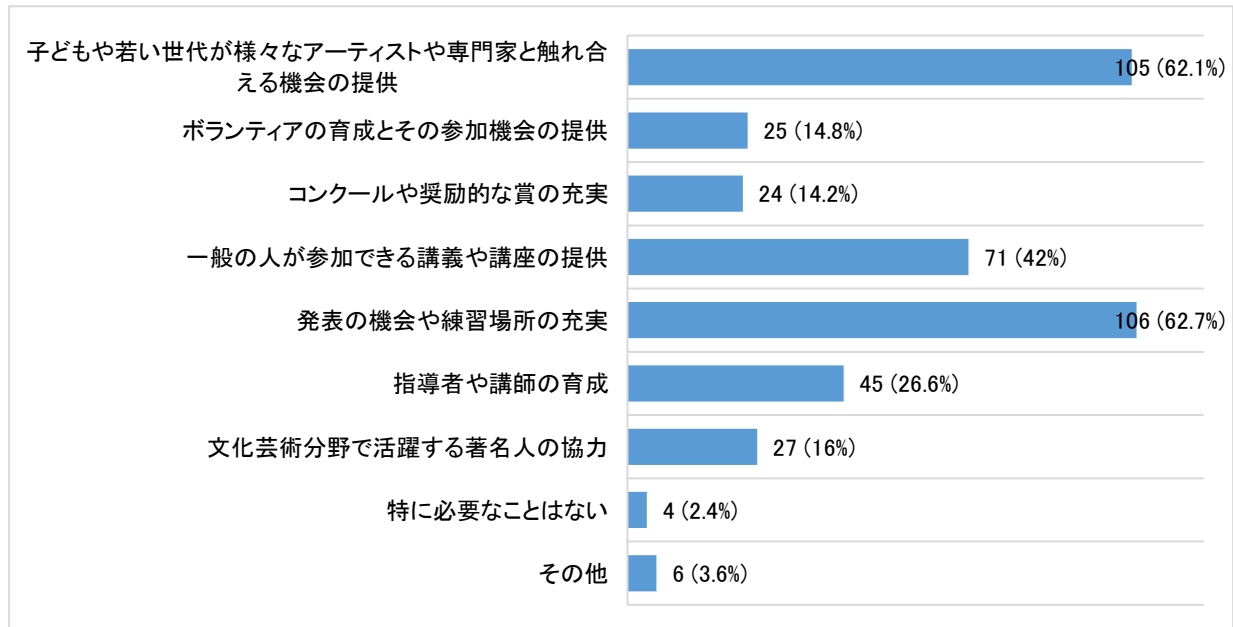
<その他>※一部抜粋

- ・ 同じ職種の後継者育成はしていないが、児童生徒を対象にした教育普及的人材育成は行っている。

## ○人材育成、担い手不足について②

芸術家や文化に関わる人などの育成・支援のために必要だと考えていることは何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 169)



「発表の機会や練習場所の充実」が最も多く、「子どもや若い世代が様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供」、「一般の人が参加できる講義や講座の提供」が続く。

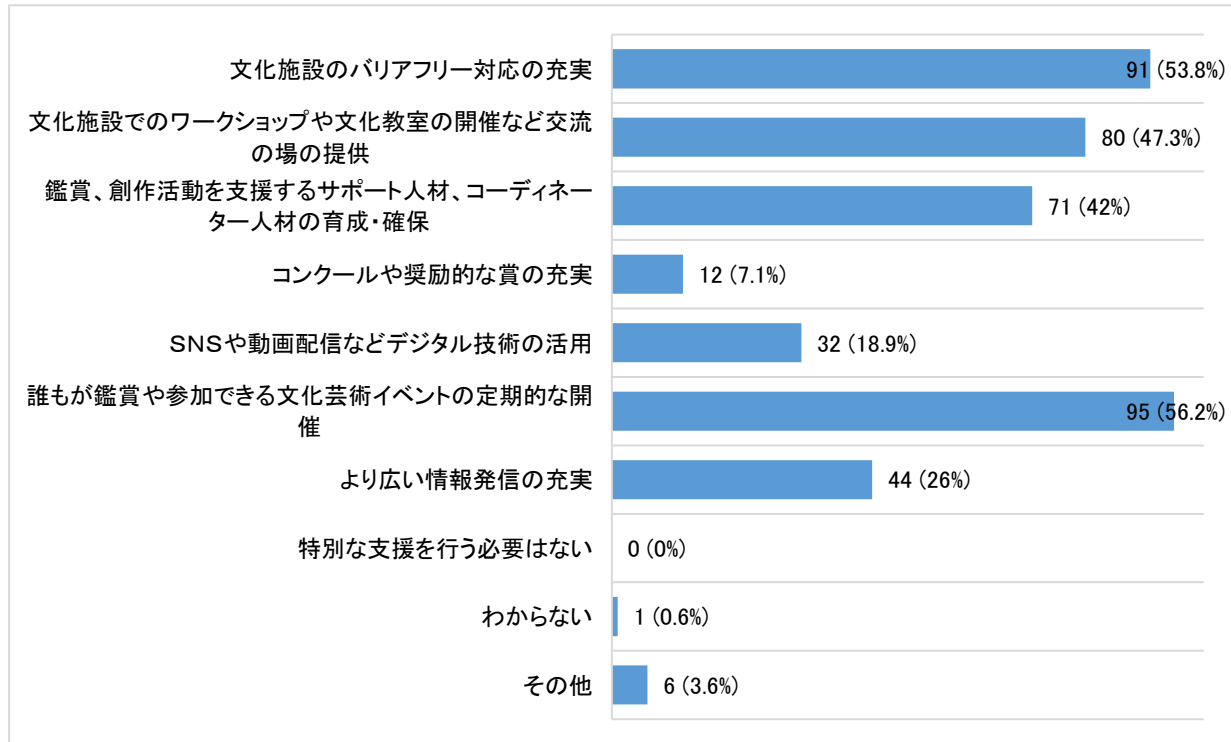
<その他>※一部抜粋

- ・外国語も含めた広報など
- ・仕事をしながら芸術活動をしているので、人材育成などまでの時間が取れない。

## ○高齢者や障がいのある人の参加について

高齢者や障がい者など、誰もがともに文化芸術にふれ親しみ、活躍できる機会を実現させるためには、どのような取組が必要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 169)



「誰もが鑑賞や参加できる文化芸術イベントの定期的な開催」が最も多く、「文化施設のバリアフリー対応の充実」、「文化施設でのワークショップや文化教室の開催など交流の場の提供」が続く。

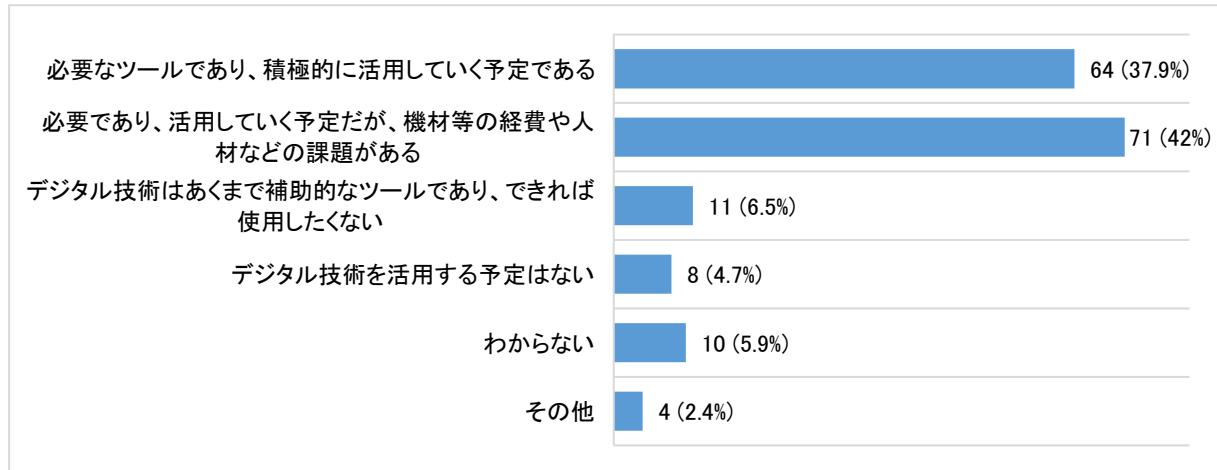
<その他>※一部抜粋

- ・文化施設での高齢者や障がい者の働く場や活躍する場の提供
- ・多言語での発信やイベント会場での託児などのための助成
- ・文化施設の利用料の値下げ

### ○デジタル技術を活用した取組について

SNSやオンライン配信などデジタル技術を活用した取組について、どのようにお考えですか。あてはまるものを1つ選んでください。

(n = 169)



およそ8割が「必要」と回答している。

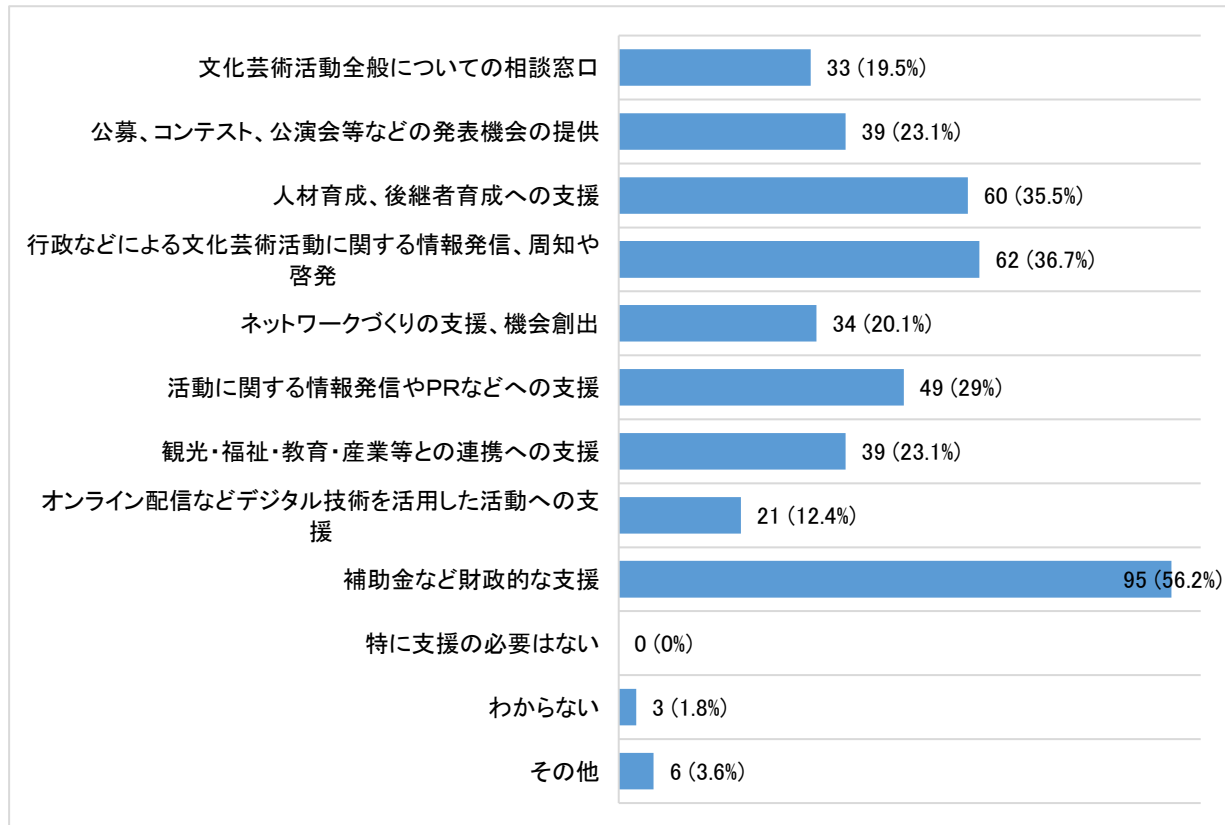
<その他>※一部抜粋

- ・ 資金的と技術がまた未熟で苦勞しております。
- ・ 必要であり活用したいが対応できる人材がない

○今後、県が取り組むべき課題について①

活動を行う上で、あると良いと思う支援策を教えてください。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 169)



「補助金など財政的な支援」が最も多く、「行政などによる文化芸術活動に関する情報発信、周知や啓発」、「人材育成、後継者育成への支援」が続く。

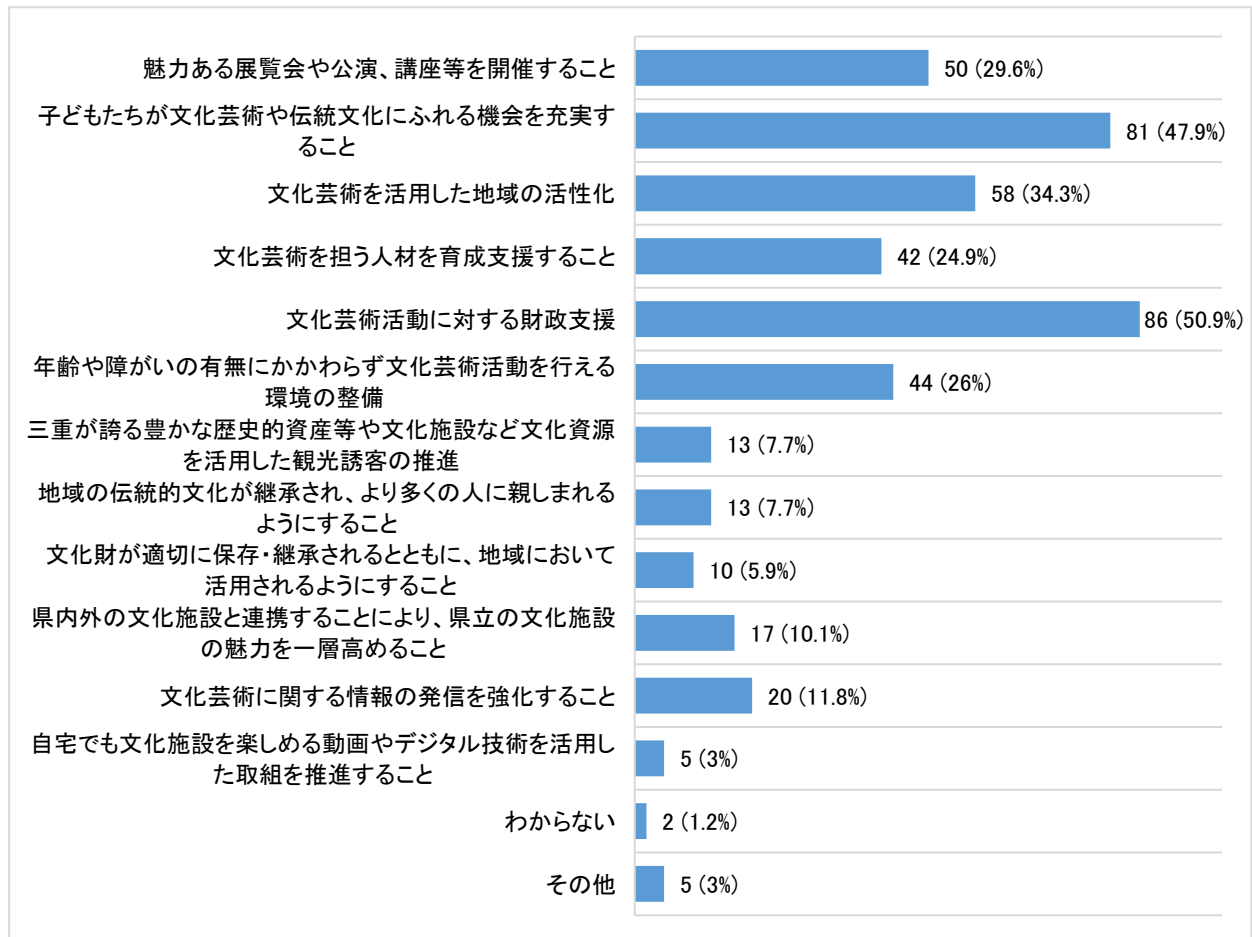
<その他>※一部抜粋

- ・例えば、zoom などを活用したオンラインでの日常の活動（練習や会合）の技術的財政的な支援。例えば県民文化祭の会場費だけでも補助してほしい
- ・文化芸術活動支援の部署窓口の人材は出来るだけ、各種芸術の経験者、理解者を用いて欲しい。

## ○今後、県が取り組むべき課題について②

アフターコロナを見据え、今後、県が注力すべき文化施策は何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 169)



「文化芸術活動に対する財政支援」が最も多く、「子どもたちが文化芸術や伝統文化にふれる機会を充実すること」、「文化芸術を活用した地域の活性化」が続く。

<その他>※一部抜粋

- ・施設の使い勝手の向上(施設予約、利用料支払いのオンライン化)
- ・もう少し文化予算を取ってほしい

### ○今後、県が取り組むべき課題について③

今後、三重県の文化活動を活発にするためには、どのようなことが必要であると考えますか。自由にお書きください。

#### ※一部抜粋

- ・ 練習会場や、発表の場になる会場を増やしてほしい
- ・ 公的な場所の利用料金が非常に高く、活動のネックとなっています。沢山の文化活動を気楽にできるようにするためには、費用負担の面からも考えて欲しいです。
- ・ 公演、活動に関する情報発信が必要と考えます。個々の団体では、広報に限界があります。公演、活動の大小規模に関わらず、県、公からの情報発信をお願いしたいと思います。県の公の情報、PRを目にする事で、活動をしている方々にとって、自分達も文化を担っているという自覚と、活動している事に対しての社会的承認も得られます。
- ・ 若い方々が、地域の文化活動に参加できる機会があればと思います。
- ・ 発表する場を設け、芸術を身近に感じてもらえる場を作ることが大切だと思います。
- ・ 文化活動における予算確保をすることで「食べられる」アーティストを育成することに直結すると思われます。夢や理想で語られがちな「文化」。消耗戦にならないための道づくりが非常に大切になると思います。
- ・ 三重県独自の「文化」というものに対する指針づくりも大切だと思います。
- ・ 三重県出身で他府県に移住した芸術活動家(音楽や絵画など)のみならず 県内在住の方々から「三重県は文化芸術などへの理解度が薄い」「関心を持ってくれないから」等の言葉が飛び交っているのが常です。これでは、目を輝かせる子ども達も羽ばたく事が難しい現状です。是非、県の取り組みが 起爆剤となって意識を高めて頂きたいと思います。
- ・ 個人で活動されている人材がたくさん居るので、活躍できる場所、環境の整備をお願いします。個人での宣伝、PRには費用等の問題もあり、なかなか参加者を集められないのが現状。場所を押さえる費用もなかなか負担が大きい。
- ・ 三重県にどれだけの文化芸術活動を行っている人がいるかを把握する必要性があると思います。従来の文化協会等では所属している構成員の高年齢化などが進んでおり、40代以下で活動している方々の把握ができないと思います。その情報把握や収集などは、ある程度文化芸術活動への知見を持った方がやっていかないと難しいのかと思います。そこを考えると、いわゆるアーツカウンシル的な組織、文化芸術活動に対しての専門的な人間を配置して、まずは情報の収集などからネットワーク構築を行い、その上で、文化芸術の振興に向けて、どのように支援をしていくかなどを考えるべきではないかと考えます。

## 参考資料 2-2 文化活動を行う個人及び団体を対象としたアンケート調査結果

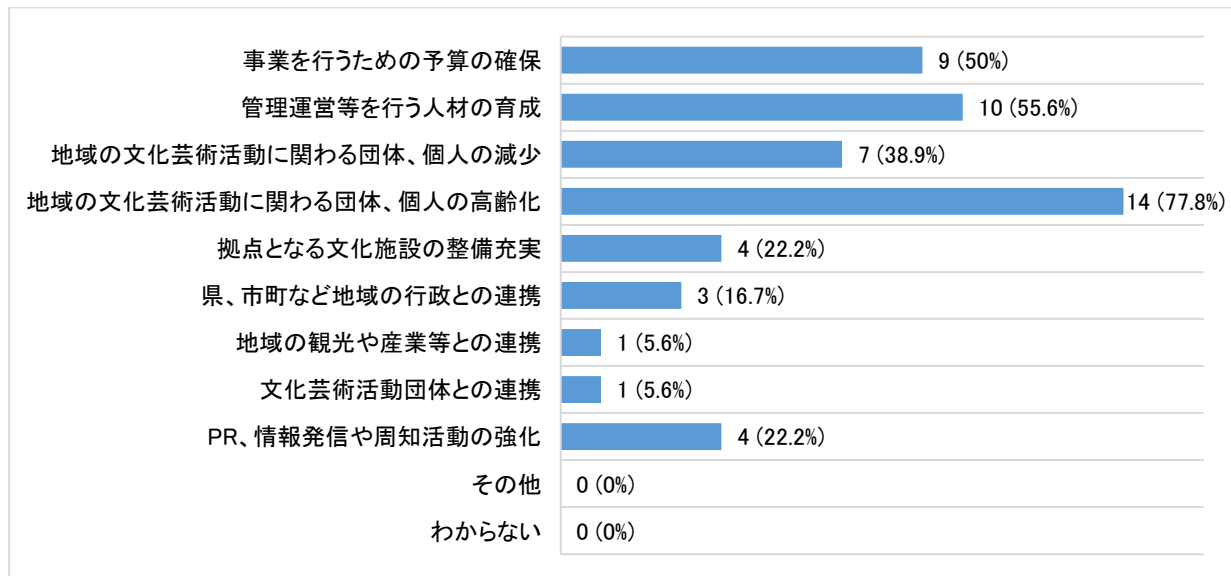
- 行政からの支援が必要である。若い世代に積極的に支援、会場などの提供、県や市が協力しやすい場を作ってほしい。土日祝日に発表やイベントの場が集中しているのに対し、こどもの預ける場所がない。預ける場があったとしても、金額が高く、預けるメリットがないように感じる。こういった場面において、行政の支援は必要不可欠ではないでしょうか。
- 公的な資金で運営されているコンサートやイベントに、県内のアーティストたちをもっと起用して欲しい。素晴らしい方々が沢山いるにも関わらず、県外のアーティストを起用することが圧倒的に多く、公的資金の恩恵が県外アーティストに流れてしまってます。三重県に籍を置くアーティスト達も、県外に出向くことの方が圧倒的に多く、芸術文化に関する人材を全く活かせてないのが現状だと思います。
- 北勢、中勢、南勢とが共に協力、意見交換しながら文化芸術活動に取り組んでいける環境創り。偏った、昔ながらの方式だけではなく、新しい考え方や施策を試すなど柔軟な取り組み。世代を超えた交流もできればと考える。
- 伝統文化の継承（能楽）、習熟するのに、大変な時間が必要と思います。きめの細かい、長い期間の財政的バックアップをいただければ幸いです。
- 現在、三重県の文化活動に対する支援体制は縮小傾向にあるが、我々団体の活動資金は厳しい状況にあり、今後一層の文化活動を図る為には、より一層の支援体制をお願いしたい。



### ○全般的な課題について①

活動を行う上で、課題だと感じていることは何ですか。最もあてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 18)

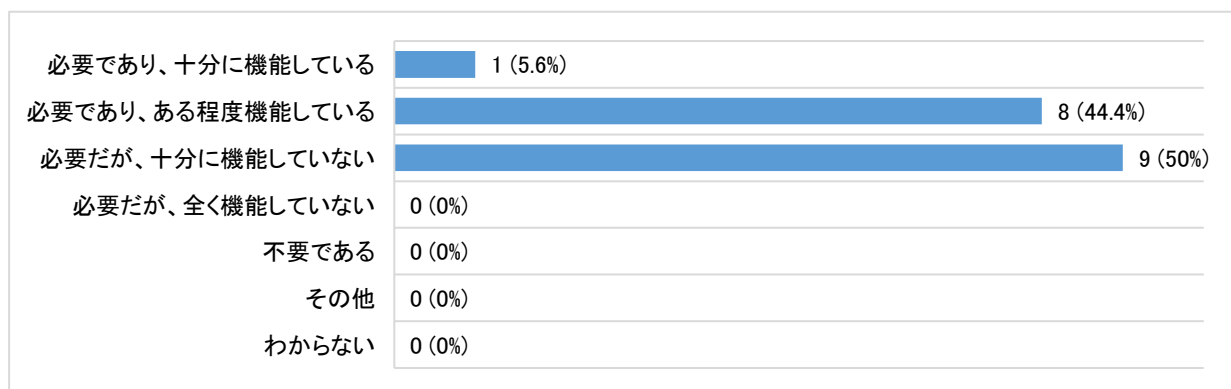


「地域の文化芸術活動に関わる団体、個人の高齢化」が最も多く、「事業管理運営等を行う人材の育成」、「事業を行うための予算の確保」が続く。

### ○文化芸術団体が行う団体、個人間のネットワークについて①

文化芸術を行う団体、個人間のつながりやネットワークの必要性和現状について、どのようにお考えですか。あてはまるものを1つ選んでください。

(n = 18)

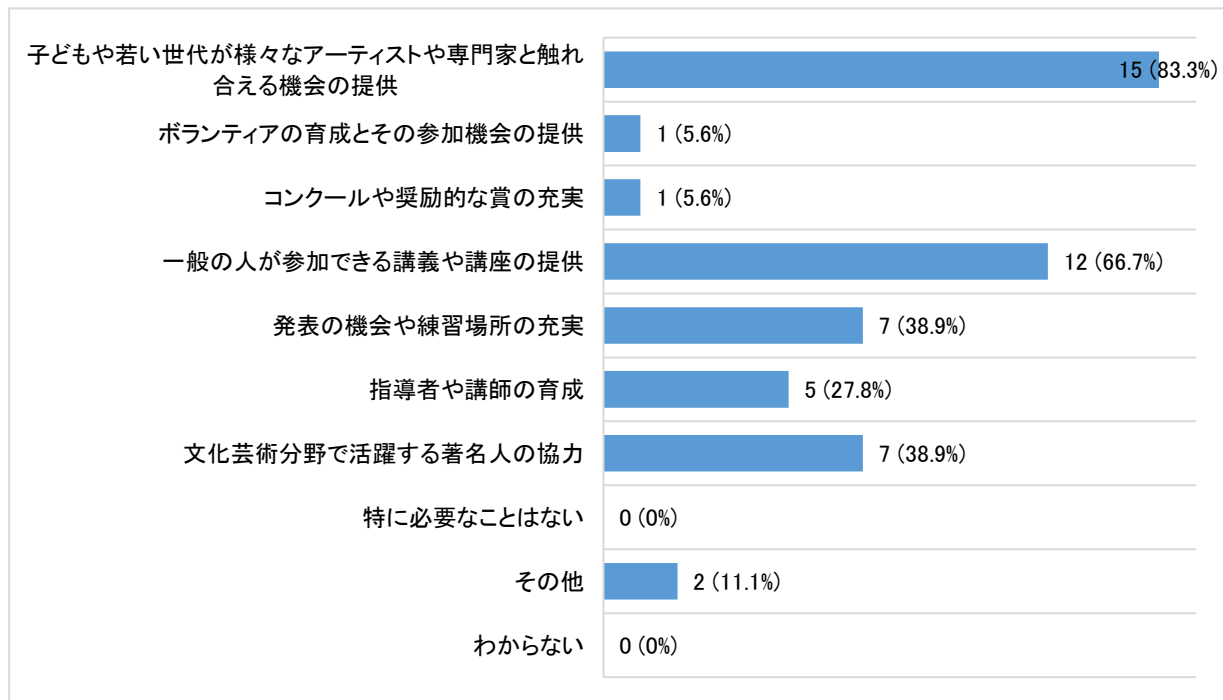


全団体が「必要」と回答しているが、「十分に機能していない」との回答が半数を占める。

## ○人材育成、担い手不足について②

芸術家や文化に関わる人などの育成・支援のために必要だと考えていることは何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 18)



「子どもや若い世代が様々なアーティストや専門家と触れ合える機会の提供」が最も多く、「一般の人が参加できる講義や講座の提供」、「発表の機会や練習場所の充実」、「文化芸術分野で活躍する著名人の協力」が続く。

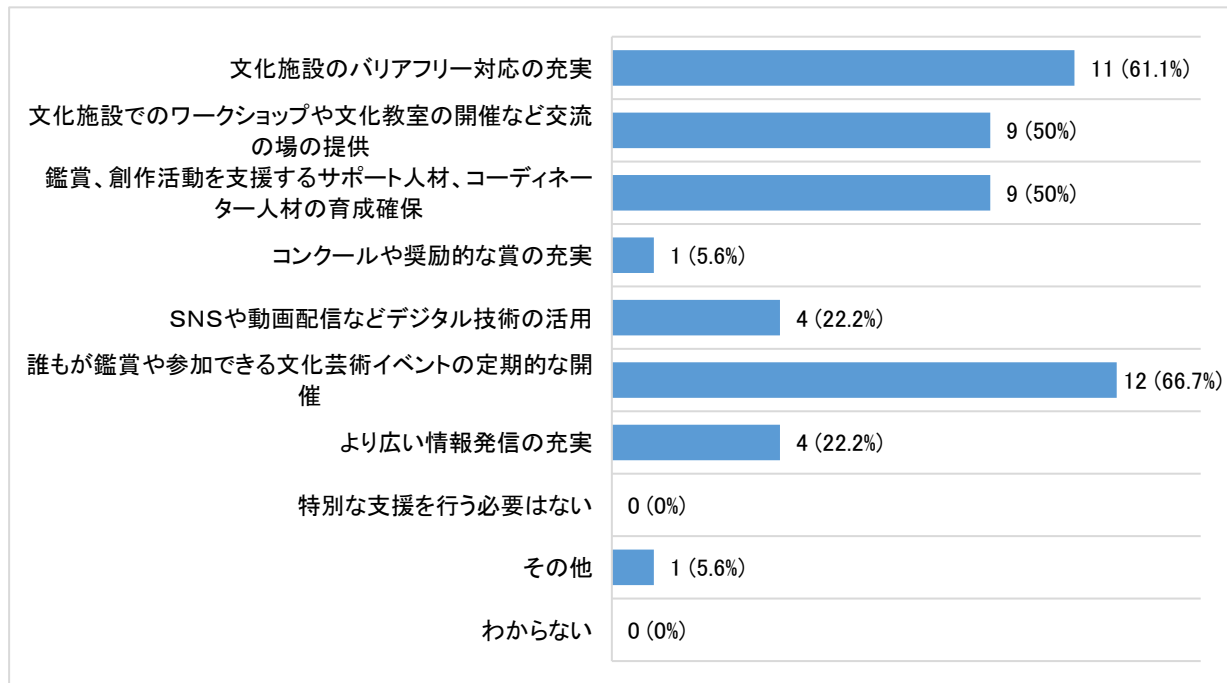
### <その他>抜粋

- ・ 文化団体の発表、練習等への経済的支援

## ○高齢者や障がいのある人の参加について

高齢者や障がい者など、誰もがともに文化芸術にふれ親しみ、活躍できる機会を実現させるためには、どのような取組が必要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 18)

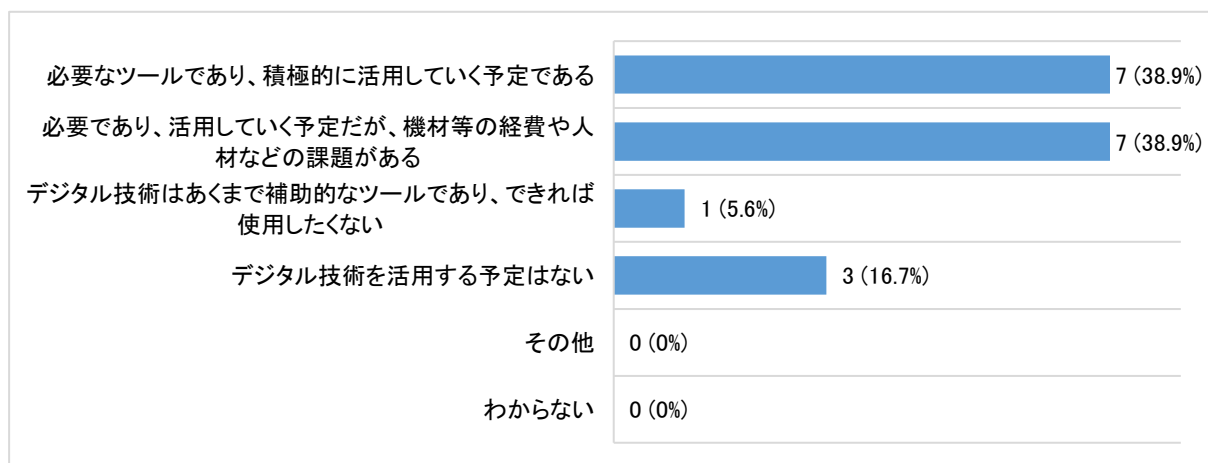


「誰もが鑑賞や参加できる文化芸術イベントの定期的な開催」が最も多く、「文化施設のバリアフリー対応の充実」、「文化施設でのワークショップや文化教室の開催など交流の場の提供」が続く。

## ○デジタル技術を活用した取組について

SNSやオンライン配信などデジタル技術を活用した取組について、どのようにお考えですか。あてはまるものを1つ選んでください。

(n = 18)

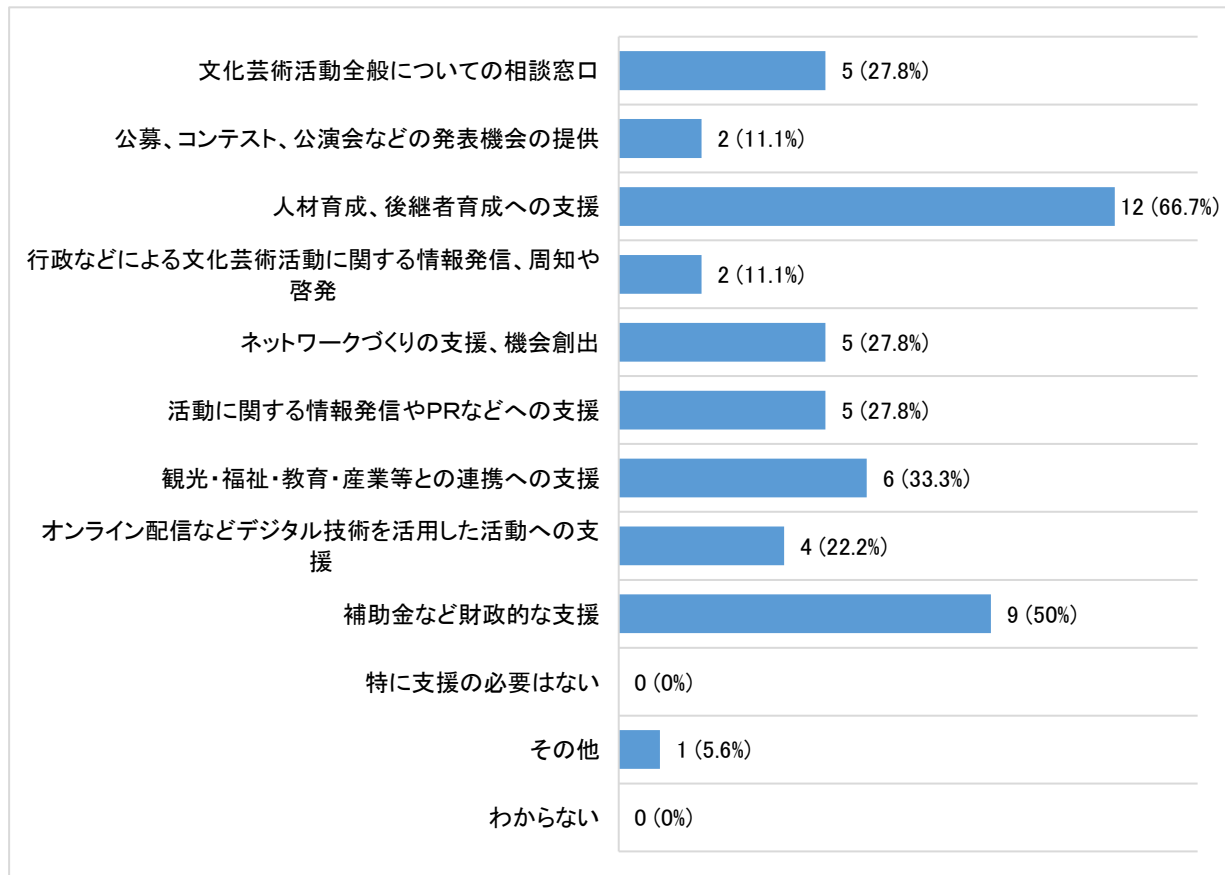


およそ8割が「必要」と回答している。

○今後、県が取り組むべき課題について①

活動を行う上で、あると良いと思う支援策を教えてください。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 18)

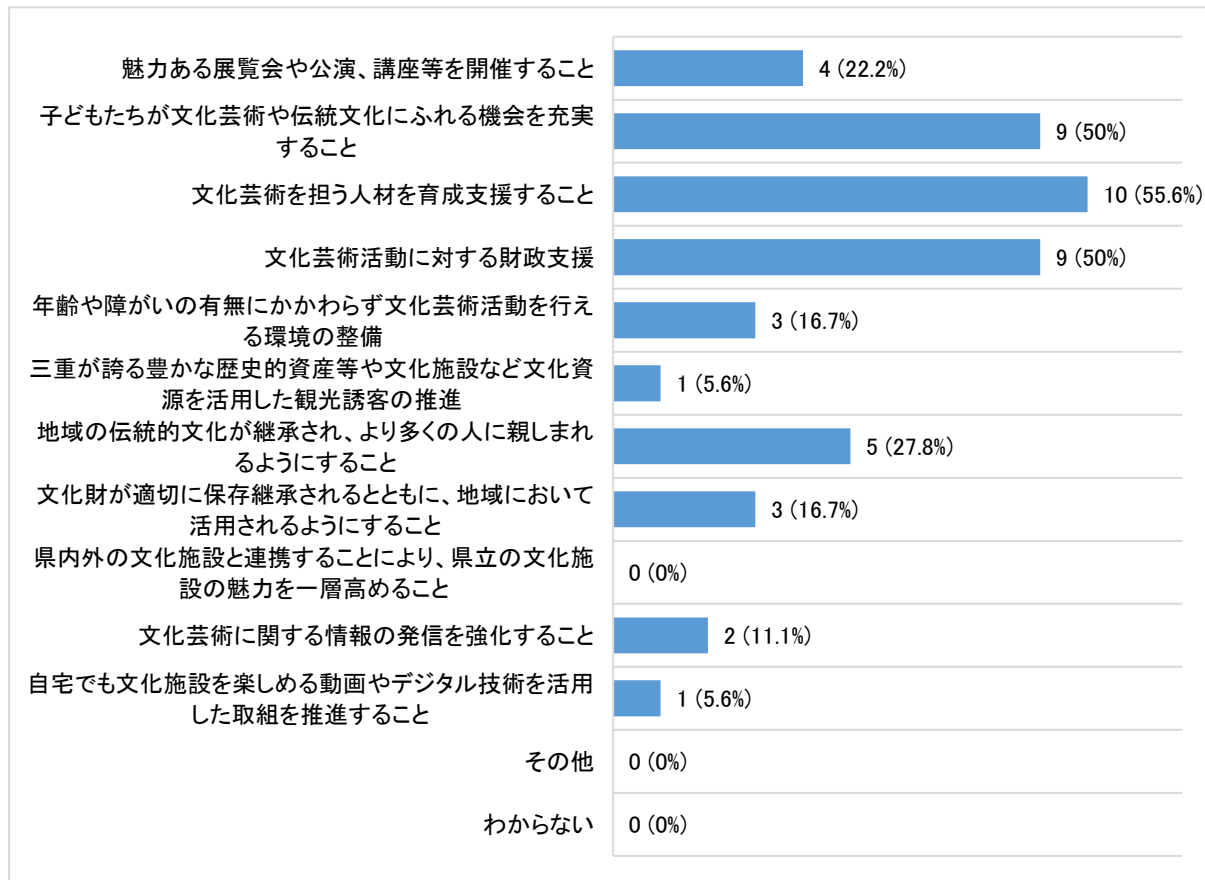


「人材育成、後継者育成への支援」が最も多く、「補助金など財政的な支援」、「観光・福祉・教育・産業等との連携への支援」が続く。

## ○今後、県が取り組むべき課題について②

アフターコロナを見据え、今後、県が注力すべき文化施策は何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。

(n = 18)



「文化芸術を担う人材を育成支援すること」が最も多く、「子どもたちが文化芸術や伝統文化にふれる機会を充実すること」、「文化芸術活動に対する財政支援」が続く。

## ○今後、県が取り組むべき課題について③

今後、三重県の文化活動を活発にするためには、どのようなことが必要であると考えますか。自由にお書きください。

※一部抜粋

- ・ 県民への文化的な素養・意識の醸成（教育との積極的な連携）。
- ・ 三重を起点とする先進的な文化芸術イベントの創出。
- ・ 三重県の65歳以上人口は、52万人であるが、三重県の文化活動を活発にするためには、老人クラブ連合会への働きかけや介護予防事業に文化事業を組み込んでいくこと等が分かりやすく、成果を上げることが容易であると考えられる
- ・ 市町との連携を行い、各地域で文化事業を展開することで、県内の文化活動の活性化を行う

- ・ 文化芸術の橋渡し役となる人材の育成
- ・ 新しい可能性を秘めた人材の支援と育成。また、それに伴って必要となる講習・講義の場を提供すること。
- ・ 文化協会としては、会員の高齢化、減少に歯止めがかからず危機的状況。役員理事や、会の代表も高齢化しており、次の世代にどうつなげていくかが大きな課題。
- ・ 県レベルからも文化・芸術分野が重要な取り組む案件と位置付ける具体的な施策を行い、市町に下してもらい必要がある。文化行政連絡会議等が開催されると思うが、そのような場においても、問題を共有して、もっと真剣に議論し、意識を高められるような実のある会議にしてほしい。
- ・ 芸術文化活動に関わる団体が高齢化しており、特に日本舞踊や邦楽などの伝統文化では、日ごとに活動できなくなっている。そのため、子供や若い世代へもっと身近に文化を体験し感じてもらう必要がある。
- ・ SNS を使うなど、若い世代へ向けた情報発信と後継者の育成が必要と考える。
- ・ 観光や地域と結びつけ魅力ある情報の発信が必要。
- ・ 郷土芸能や伝統技術など地域の生活に根付いた伝統文化は地域の財産。伝統文化に触れることで郷土への愛着を育みアイデンティティが醸成される。現状は少子高齢化による担い手不足から存続が懸念されるものが増えている。特に県南部では後継者育成は急務。
- ・ 伝統文化に触れる機会の提供と担い手の育成は次世代へ継承していくことに繋がる。また、伝統文化の保存、継承を進めて三重県の文化資源を活用することは地域づくりに繋がる。
- ・ まず財政的な援助をすることが一番効果的な方法と考えます。ただ直接の金銭的援助ではなく、施設使用料減免の推進、すぐれた事業（発表会等）への補助、芸術に触れる機会の創設などにより、活動の活発化を図ることが大切

## 文化芸術基本法

発令 : 平成13年12月7日号外法律第148号

最終改正 : 令和元年6月7日号外法律第26号

改正内容 : 令和元年6月7日号外法律第26号[令和元年6月7日]

## ○文化芸術基本法

〔平成十三年十二月七日号外法律第百四十八号〕

〔文部科学大臣署名〕

文化芸術振興基本法をここに公布する。

## 文化芸術基本法

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条—第六条）

## 第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

## 第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

## 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

## 附則

## 前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るもの



とする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。))にあっては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めな

なければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域

の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

沿革

平成三〇年 六月一三日号外法律第四七号〔障害者による文化芸術活動の推進  
に関する法律附則二項による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）前文第九項及び第一条

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕



他県条例の構成比較

←特色と思われるもの

参考資料4

国	奈良県	福岡県	愛知県	山形県	宮崎県
文化芸術基本法 H29.6.23(改訂)	奈良県文化振興条例 R3.4.1	福岡県文化芸術振興条例 R2.4.1	愛知県文化芸術振興条例 H30.3.27	山形県文化基本条例 H30.3.20	宮崎県文化振興条例 R4.3.14
前文	前文	前文	前文	前文	前文
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	第1条 目的	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第2条 基本理念	第1条 目的	第1条 目的
第2条 基本理念	第2条 定義	第2条 基本理念	第3条 県の責務	第2条 基本理念	第2条 基本理念
第3条 国の責務	第3条 基本理念	第3条 県の責務	第4条 県民の関心及び理解	第3条 県の責務	第3条 県の責務
第4条 地方公共団体の責務	第4条 県の責務	第4条 国、市町村等との連携	第5条 市町村との連携等	第4条 県民の役割	第4条 県民の役割
第5条 国民の関心及び理解	第5条 県民の役割	<b>第2章 基本計画等</b>	第6条 基本計画	第5条 文化団体等の役割	第5条 文化団体等の役割
第5条の2 文化芸術団体の役割	第6条 歴史文化資源の継承及び活用を行う者の役割	第5条 基本計画	第7条 芸術の振興	第6条 教育機関の役割	第6条 教育機関の役割
第5条の3 関係者相互の連携及び協働	第7条 文化活動を行う者の役割	第6条 福岡県文化芸術振興審議会	第8条 伝統芸能及び民族芸能の継承及び発展	第7条 事業者の役割	第7条 事業者の役割
第6条 法制上の措置等	第8条 教育機関の役割	<b>第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策</b>	第9条 芸能及び生活文化の振興等	第8条 市町村との連携	第8条 市町村との連携等
<b>第2章 文化芸術推進基本計画等</b>	第9条 事業者の役割	<b>第1節 文化芸術の振興</b>	第10条 伝統工芸の継承及び発展	第9条 文化推進基本計画	第9条 施策の総合的かつ計画的な推進等
第7条 文化芸術推進基本計画	<b>第2章 歴史文化資源の継承と活用に関する基本的施策</b>	第7条 芸術の振興	第11条 文化芸術に関する交流の推進等	第10条 推進体制の整備	<b>第2章 文化の振興等に関する基本施策</b>
第7条の2 地方文化芸術推進基本計画	第10条 地域住民の誇りの醸成等	第8条 伝統芸能等の継承及び発展	第12条 文化芸術の担い手の育成	第11条 財政上の措置	<b>第1節 文化の振興</b>
<b>第3章 文化芸術に関する基本的施策</b>	第11条 文化財の修復、公開等に対する支援	第9条 伝統工芸の継承及び発展	<b>第13条 文化芸術に関する教育研究の充実</b>	<b>第2章 文化に関する基本的施策</b>	第10条 芸術及び芸能の振興
第8条 芸術の振興	第12条 交流の促進	第10条 芸能及び生活文化の振興等	第14条 県民の鑑賞等の機会の充実	<b>第1節 文化の振興等</b>	第11条 伝統芸能等の継承及び発展
第9条 メディア芸術の振興	第13条 歴史文化資源の継承及び活用に関する活動の促進	第11条 文化財等の保存及び活用	第15条 子どもの文化芸術活動の充実	第12条 芸術の振興	第12条 生活文化の振興及び国民娯楽の普及
第10条 伝統芸能の継承及び発展	第14条 人材育成等	第12条 世界文化遺産等の継承	第16条 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	第13条 生活文化等の振興	第13条 文化財等の保存及び活用並びに景観等の保全及び活用
第11条 芸能の振興	第15条 歴史文化資源の把握等	<b>第2節 文化芸術に親しむことができる環境づくり</b>	第17条 学校教育における文化芸術活動の充実	第14条 伝統芸能等の継承及び発展	<b>第2節 文化を実感できる環境づくり</b>
第12条 生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及	<b>第3章 文化活動の振興に関する基本的施策</b>	第13条 県民の関心及び理解	第18条 文化芸術に関する施設の充実	第15条 特色ある文化の継承及び発展	第14条 文化に対する理解の醸成等
第13条 文化財等の保存及び活用	第16条 地域における文化活動に対する支援等	第14条 県民の鑑賞等の機会の充実	第19条 顕彰	第16条 文化財等の保存及び活用	第15条 県民の鑑賞等の機会の充実
第14条 地域における文化芸術の振興等	第17条 伝統芸能等の継承、発展及び保存に対する支援等	第15条 青少年の文化芸術活動の充実	第20条 財政上の措置	<b>第17条 デザインの保存及び活用</b>	第16条 文化施設等の充実及び活用の促進
第15条 国際交流等の推進	第18条 交流の促進	第16条 学校教育における文化芸術活動の充実		<b>第2節 文化に親しむ環境づくり</b>	第17条 事業者による文化活動等の促進
第16条 芸術家等の養成及び確保	第19条 県民の文化活動の充実	第17条 高齢者の文化芸術活動の充実		第18条 県民の文化に親しむ機会の充実	<b>第3節 文化を支え、育む人づくり</b>
第17条 文化芸術に係る教育研究機関等の整備等	第20条 人材育成等	第18条 文化芸術の担い手の育成及び確保		第19条 文化施設の充実及び活用促進	第18条 郷土に対する誇りと愛着の醸成
第18条 国語についての理解	第21条 情報の収集及び発信	第19条 文化施設の充実		第20条 事業者による文化活動等の促進	第19条 子どもの感性等の育成
第19条 日本語教育の充実	<b>第4章 文化振興関連施設の活用の促進</b>	第20条 公共の建物等の建築に当たったの配慮等		第21条 文化情報の収集及び提供	第20条 障がいのある人の文化活動の充実
第20条 著作権等の保護及び利用	第22条 県文化振興関連施設の活用促進	第21条 地域の文化的な景観等の保全		<b>第3節 文化をはぐくむ人づくり</b>	第21条 高齢者の文化活動の充実
第21条 国民の鑑賞等の機会の充実	<b>第5章 その他の措置</b>	<b>第3節 障がいのある人の文化芸術活動の推進</b>		第22条 県民の文化発信力の向上	第22条 文化の担い手の育成及び確保
第22条 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実	第23条 市町村との連携	第22条 鑑賞機会の拡大		第23条 子どもの創造性等の育成	第23条 顕彰
第23条 青少年の文化芸術活動の充実	第24条 顕彰	第23条 創造の機会の拡大		第24条 高齢者及び障がい者の文化活動の促進	<b>第4節 文化を活用した地域づくり</b>
第24条 学校教育における文化芸術活動の充実	第25条 財政上の措置	第24条 作品等の発表の機会の確保		第25条 文化の担い手の育成及び確保	第24条 文化を生かした地域の活性化
第25条 劇場、音楽堂等の充実	第26条 実施状況の公表	第25条 権利保護の推進		第26条 顕彰	第25条 文化を生かした産業の活性化
第26条 美術館、博物館、図書館等の充実		第26条 作品等にかかる事業活動への支援		<b>第4節 文化を活用した社会づくり</b>	第26条 文化による交流の推進
第27条 地域における文化芸術活動の場の充実		第27条 相談体制の整備		第27条 文化の活用による地域の活性化	
第28条 公共の建物等の建築に当たったの配慮等		第28条 人材の育成及び確保		第28条 文化の活用による経済の活性化	
第29条 情報通信技術の活用の推進		<b>第4節 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信</b>		第29条 文化の活用による観光振興	
第29条の2 調査研究等		第29条 文化芸術を活用した地域活性化		第30条 文化に関する情報発信及び交流の推進	
第30条 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等		第30条 文化芸術を通じた国際交流の推進			
第31条 民間の支援活動の活性化等		第31条 文化芸術の魅力の発信			
第32条 関係機関等の連携等		<b>第4章 雑則</b>			
第33条 顕彰		第32条 表彰			
第34条 政策形成への民意の反映等		第33条 財政上の措置			
第35条 地方公共団体の施策					
<b>第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備</b>					
第36条 文化芸術推進会議					
第37条 都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等					

「みえ県民力ビジョン」の基本理念 県民力でめざす 幸福実感日本一の三重

I 方針策定の主旨等

次の点をふまえ、10年先を見据えた文化振興の新たな方針として策定

(1)文化を取り巻く環境

<環境の変化>情報手段の多様化、情報のグローバル化

<期待される役割>アイデンティティの基盤、心の豊かさを育むエネルギー源、高齢化等の社会課題への対応に寄与、持続的な経済発展や国際協力の基盤

(2)社会情勢の変化(国の文化政策、経済情勢、東日本大震災の発生)

(3)県の文化行政を取り巻く環境の変化(みえ県民力ビジョンの策定、三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成)

方針の対象範囲 文化芸術や生涯学習の振興だけではなく、産業や観光の振興など文化振興の目的に沿って幅広くとらえる

方針の期間 平成26年度からおおむね10年(平成35年度まで)

II みえの文化の特長

- 1 日本の精神文化の源流 2 交流による発展 3 地域に根ざした多様な文化 4 世界に誇るみえの文化

みえの文化の本質

「不易」と「流行」の文化

- 知識や技術が時代を超えて継承される(循環) → 「不易」を生じる
● 人・モノ・情報が地域を越えて行き交うこと(交流)により、多様な文化を受け入れて新たな価値を生み出す → 「流行」を得る

このような「不易流行」の考え方こそが、新たな文化の創造につながってきた

- そして、私たちが長年にわたって培ってきた「寛容」や「おもてなし」の精神が、そのようなみえの文化を支えてきた
● みえの「ええとこ、ええもの」を守り伝えながら、時代に応じた変化を受け入れることで、新たなみえの文化が生まれ、一層発展する可能性を秘めている

III 施策の実施に係る留意点

- 1 環境変化への対応
2 長所の伸張
3 課題の解決
4 県の役割とさまざまな主体との関係等

県民の皆さんとの関係、市町との関係、公益性の発揮、芸術性と大衆性のバランス

IV 基本目標と施策の方向性

施策の方向性1 人材の育成

重点

<ねらい>次代を担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材、専門人材の育成によるみえの文化芸術のレベルアップ
<取組方向>次代を担う若い世代(子どもたち、アーティスト)や文化振興を担う専門人材(アートマネジメント人材、舞台技術者等)の育成

施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用

<ねらい>文化資源の継承と活用による地域への誇りや愛着を感じられるような環境づくり
<取組方向>国史跡斎宮跡などの指定文化財をはじめとした地域のさまざまな文化資源の継承、適切な保存と活用の促進

施策の方向性3 新たな価値の創出

<ねらい>文化による経済的な活力の創出、新たなみえの文化の創造、広域的な連携によるみえの文化の魅力向上
<取組方向>文化資源の活用による商品開発や観光地のさらなる誘客、新たなみえの文化の創造につながるチャレンジの支援、県内外の文化施設との連携強化

施策の方向性4 情報の受発信

<ねらい>みえの文化に対する好感度の向上、みえの文化の再確認、文化に対する関心の向上
<取組方向>ターゲット・コンテンツの明確化とそれぞれに相応しい手段による情報発信、企画展示などを通じた文化の価値やおもしろさの伝達

施策の方向性5 文化の拠点機能の強化

重点

<ねらい>市町等との連携強化による成果の全県域への展開、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場の形成
<取組方向>各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化、市町や民間の文化施設との連携強化

IV 基本目標と施策の方向性

基本目標

- ①文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する
②郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する
③多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

V 方針の推進にあたって

- 1 具体的な取組の展開 工程の明確化、定量的・定性的な目標の設定
2 さまざまな主体との連携 各主体や庁内関係部局との連携の推進
3 取組に係る評価と改善 アウトカムとアウトプットを総合的に勘案した評価、有識者による評価・推進会議の開催